

## 四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務仕様書

金沢市教育委員会教育総務課

## 第1章 総 則

### 1 委託内容及び履行期限

仮設校舎の設計、設置及び撤去施工並びに借上業務

契約締結日から令和 10 年 6 月 30 日まで

### 2 敷地概要、計画建物概要

設置場所 金沢市四十万 3 丁目 186 番地 四十万小学校敷地内

主要用途 小学校

工事延床面積 約 3,200 m<sup>2</sup>

構造・規模 軽量鉄骨造・2 階建 準耐火建築物 (ロ-2)

参考図を参照し、同程度の建物とする。

所要諸室 普通教室 17 室、特別支援教室 3 室、図書室、図画工作室、理科室、

家庭室、音楽室、各特別教室の準備室、職員室、校長室、保健室、

会議室、印刷室、男女更衣室、校務室、昇降口、教材庫 3 室

各階ワゴンプール、男女便所各階 2 か所、多目的便所各階 1 か所、

E V (11 人乗) 1 基

用途地域 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域

建ぺい率 50%、60%

容積率 80%、200%

防火地域 法 22 条区域

その他の地域 15m 高度地区

集約都市関係区域：一般居住区域・居住誘導区域

重要広域幹線景観形成区域：外環状道路・津幡バイパス沿道

景観計画区域：その他の区域

屋外広告物（禁止地域等）：第 2 種禁止地域・第 6 種禁止地域・許可地域

照明環境形成地域：住宅環境地域

多雪区域：1.5 メートル以上

### 3 契約条件

使用期間 令和 9 年 3 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※仮設校舎設置に当たり既設遊具、立木、防球ネットが支障になる場合の撤去費用は本契約には含まない。ただし、その他工作物の撤去、復旧にかかる費用は本契約に含む。

※使用期間終了後は速やかに解体及び現状復旧を行うこと。

※解体及び現状復旧にかかる費用は本契約に含むものとする。

※契約期間内においては、対象物件に私権を設定し、担保に供してはならない。

※受水槽（10 m<sup>3</sup>程度）及び下水の公共枠の設置費用は本契約に含むものとする。

#### 4 適用範囲

工事は、本仕様書及び特記仕様書に記載してある事項による。

仕様書及び特記仕様書に記載された要求以上の機能を満たしていれば、組み立て建物本体の材料及び寸法等については、各メーカー仕様によるものとする。

記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で発注者と協議し決定するものとする。

#### 5 作成図書及び官公庁等への手続き

設計に当たっては、関係法令を遵守すること。

受注者は、建物の施工に先立ち、実施設計図書を作成し金沢市営繕課の確認の上、発注者の承認を受けるものとする。また、仮設校舎の設置・使用・撤去のために必要となる事前相談・許認可申請等の官公庁等への手続きを受注者の責で完成させることとする。なお、各手続にかかる業務費用も本契約に含むものとし、手続きに必要な手数料は発注者にて負担する。

体育館及び既設校舎部分の改修に関する設計、施工については、別途工事となるが、十分な調整を行うものとする。

実施設計図書は、仮設計画書、建築図、電気設備図、空調・換気設備図、給排水衛生設備図、その他設備図及びその他必要図書とする。

実施設計に先立ち、下記資料を提供（貸与）する。

①既設四十万小学校校舎建設時の意匠図

②既設四十万小学校体育館建設時の意匠図

いずれも PDF データ

#### 6 使用材料等

原則として、工事に使用する材料は、特記仕様書に定める品質及び性能を有するものとし、リース品でも可とする。なお、アスベスト含有建材の使用は禁止する。

#### 7 施工体制等

工事に際しては、関係法令等を遵守した上で施工管理を行うこと。なお、仮設計画、工事工程等については発注者の承認を得るものとする。

工事搬入経路を確保するために必要な工事、工事に伴う諸官庁への手続きは本契約に含むものとし、工事車両の搬入は、事前に近隣住民に周知するなど、トラブルの無いよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。

#### 8 疑義

業務内容に疑義が生じたときには、発注者と協議を行い決定すること。

## 9 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては関係法令を遵守し、災害の防止に努めなければならぬ。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。

## 第2章 施工計画

### 1 一般共通事項

事前現場調査	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
官公庁その他への届出	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者

### 2 仮設工事

現場事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
工事用仮設トイレ	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
工事用水	<input type="checkbox"/> 支給	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担
工事用電力	<input type="checkbox"/> 支給	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担
仮囲い	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保）
交通誘導員	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保）

### 3 土工事

再生碎石の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
地質調査資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

当該地は地耐力  $50\text{kN}/\text{m}^2$  として設計するものとし、官公庁等への手続きの前に、受注者が静的貫入試験（スウェーデン式サウンディング試験）を行い、地耐力を確認するものとする。

その他、測量、載荷試験等が必要になる場合は本業務内で行うこと。

### 4 本体工事

コンクリート強度	設計強度は $21\text{N}$ 以上とする。	
床積載荷重	建築基準法施行令第 85 条による	
積雪荷重	建築基準法施行令第 86 条第 4 項及び第 6 項による積雪の低減は認めない。	
耐火仕様	建築基準法施行令第 109 条の 3 第 2 号の準耐火建築物とする	
鉄骨錆止め塗装	<input checked="" type="checkbox"/> 公共建築工事標準仕様書(最新版)を適用 <input type="checkbox"/> 自社規定による	

### 5 仕上工事

外部仕上材仕様	<input type="checkbox"/> 自社規定による	<input checked="" type="checkbox"/> 別表による
内部仕上材仕様	<input type="checkbox"/> 自社規定による	<input checked="" type="checkbox"/> 別表による

## 6 その他

地上障害物の処理	<input type="checkbox"/> 指定場所に移設 <input type="checkbox"/> 受注者の責において処分	<input type="checkbox"/> 指定場所へ処分 <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議
----------	--	--

地中障害物の処理	<input type="checkbox"/> 指定場所に移設 <input type="checkbox"/> 受注者の責において処分	<input type="checkbox"/> 指定場所へ処分 <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議
セキュリティシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者
清掃契約	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者
試験、製品検査	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (公共建築工事標準仕様書に準拠) <input type="checkbox"/> 自社規定による	
ガス申請	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者
プロバイダー契約	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者
避難器具	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
消防用設備	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
昇降機	<input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
受水槽	<input checked="" type="checkbox"/> 要(受水槽の設置費用及び附帯工事費用は受注者負担とする。) <input type="checkbox"/> 不要	
キュービクル	<input checked="" type="checkbox"/> 要(キュービクルの設置費用及び付帯工事費用は受注者負担とする。) <input type="checkbox"/> 不要	

## 第3章 設 備

- 1 電気、空調、給水、排水、ガス等については事前に発注者と協議の上、施工すること。
- 2 受変電設備、昇降機、衛生器具等については事前に発注者と協議の上、施工すること。
- 3 照明器具、コンセント位置及び弱電機器等については事前に発注者と協議の上、施工すること。

## 第4章 雜 部

- 1 仕上ユニット等は、別表を参照し製作図等を作成の上、納入・設置を行うこと。
- 2 案内板・室名札等については、名称を確認の上、製作すること。

## 第5章 検 査

- 1 受注者は仮設校舎の建設が完了したときは、必要な許認可手続きを経た上で、その旨を発注者に通知しなければならない。許認可手続に要する申請手数料は発注者の負担とする。
- 2 発注者は完了の通知を受けたときは、速やかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合は受注者の責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- 3 検査に合格したときは、発注者は速やかに使用を開始するものとする。
- 4 受注者は使用開始前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
- 5 使用開始前に受注者は、完成図、維持保全に関する資料、貸与品、目録、諸官庁届出書その他必要書類を発注者に提出する。

## 第6章 維持管理

受注者は、賃貸期間中、建物の正常な機能を保持するために必要な修繕義務を負い、点検、修理及び調整等を行うものとする。発注者は物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については別添「維持管理区分表」のとおりとする。

なお、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。

## 第7章 工事上の疑義

工事内容に疑義が生じたときは発注者と協議を行い決定すること。

## 四十万小学校仮設校舎借上業務 特記仕様書

総則 (全業務共通)	<p>1) 関係法令及び規則等を遵守し、諸手続き及び工事を適切に行うこと。</p> <p>2) 発注者は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書にいう監督職員を定め、受注者に通知するとともに、仮設校舎建設時及び解体時において受注者が確認した施工状況、材料の試験結果等について、施工前に承認した実施設計図書との適否を確認するものとする。</p> <p>3) 仮設校舎建設時及び解体時には、建設業法上適正な技術者を配置するとともに、現場代理人を常駐させることとする。なお、コリンズ登録については不要とする。</p> <p>4) 近隣住民への説明会に協力すること。また、必要に応じ近隣などへの説明を行うこと。</p> <p>5) 契約締結後、発注者と協議を行うと共に関係法令を遵守して速やかに着手し、令和9年3月1日から使用できるよう、以下の検査を完了すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 消防検査（建築基準法第7条の6に基づく検査）</li><li>② 建築指導課検査（建築基準法第7条の6に基づく検査）</li><li>③ 金沢市企業局検査</li><li>④ 環境衛生検査（第三者測定機関にて行うこと。）</li><li>⑤ 教育総務課、営繕課</li></ul> <p>6) 業務期間中は、公害・災害・危険防止等に最善の対策を講ずるものとする。</p> <p>7) 業務期間中は、学校管理者及び教育総務課並びに営繕課担当者を含めた工事の工程等に関する定例会を週に一度開催するものとする。</p> <p>8) 工事における事故及び苦情が発生した場合はその措置を迅速に誠意を持って行うこととともに、苦情内容及び措置を速やかに発注者へ連絡すること。</p> <p>9) 労働災害の無いよう、工事作業中、作業時間外とも十分な計画のもと、安全管理に努めること。</p> <p>10) 施工体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建設業法に基づき、下請け契約額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。</li><li>・建設及び解体工事期間中、工事案内板を第三者が見やすい場所に掲示すること。</li><li>・施工体系図を工事関係者が見やすい場所に掲示すること。</li><li>・建退共制度に関する標識を現場の見やすい場所に掲示すること。</li><li>・労災保険に関する標識を現場の見やすい場所に掲示すること。</li></ul> <p>11) 建築工事仕様等</p> <p>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（最新版）、建築物解体工事共通仕様書同解説（最新版）、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修 最新版）による。</p> <p>12) 材料検査等</p> <p>材料検査は原則、主要な材料全てを対象とするが、工種別の施工計画書に主要な材料をあらかじめ定め、発注者の承諾を受けること。</p>
---------------	---

## 四十万小学校仮設校舎借上業務 特記仕様書

### 13) 特別な材料の工法

公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

### 14) 立会の上の施工

発注者の指示する工事については、立会いの上、施工するものとする。

- ・地縄張り
- ・その他発注者が指示する工事

### 15) 化学物質の濃度測定

- ・工事範囲内の全ての居室について、室内空気の汚染対策を実施すること。
- ・接着剤、塗料等の塗布に当っては、使用方法や塗布量を十分管理し、適切な乾燥時間を確保するとともに、施工時・施工後の室内の通風、換気を十分行い、室内に放散した溶剤成分などの希釈を図ること。
- ・建築基準法による室内空気の汚染対策の適用に努めるとともに、内装材、接着剤、塗料等はF☆☆☆☆☆を使用することを原則とし、これによらない場合は発注者と協議の上、決定すること。

測定物質 　・ホルムアルデヒド 　・トルエン 　・キシレン  
　　・エチルベンゼン 　・スチレン 　・パラジクロロベンゼン

測定方法 ホルムアルデヒド：DNPH 誘導体化固相吸着／溶媒抽出法－高速液体クロマトグラフ法

揮発性有機化合物：固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、  
又は容器採取法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組合せによる

測定場所 発注者の指示による（2か所程度）。

測定時期 建物設置完了時

換気対策 測定した室内濃度が学校環境衛生基準に定める濃度基準値を上回った場合は、発注者と協議の上、改善策を講じること。

### 16) 工事写真等の記録

- ・工事写真等の記録は、「工事写真の撮り方（改訂第2版）」（建設大臣官房官庁営繕部監修）によるものとする。
- ・区分による規格、枚数、部数は次による。

区分	分類	規格	撮影枚数	部数
着工前	カラー	サービス版	適宜	1部
工事中	カラー	サービス版	工事記録写真撮影要領による	1部
完成時	カラー	サービス版	適宜	1部

- ・完成写真は、建築撮影業者以外の写真でもよい。
- ・写真はA4版スクラップブック又は市販アルバムに順序よく貼付けし、説明事項等を記入して提出すること。
- ・その他発注者の指示する写真を必要部数提出すること。

## 四十万小学校仮設校舎借上業務 特記仕様書

	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル写真管理基準</li></ul> <p>撮影機材</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有効画素数 100 万画素以上</li><li>・プリンターはフルカラー 300dpi 以上</li><li>・インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間顕著な劣化が生じないもの</li></ul> <p>画像編集等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・画像編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、回転、パノラマ及び全体の明るさの補正程度は認める。</li></ul> <p>工事写真帳</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子納品とは別に工事写真台帳とする。大きさは A4 版とし原則片面印刷とする。</li><li>・工事着工前と完成は対比できるように上段と下段にすること。</li><li>・工事中等は片面印刷 3 段で 1 ページとすること。</li></ul>										
17) 工事報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事の進捗、労働者就業、材料の検査等の状況及び工事状況写真を添付した月間工事報告書と工事記録写真を月末より 5 日以内に提出すること。</li><li>ただし、賃貸借期間を除くものとする。</li></ul>										
18) 保険	<ul style="list-style-type: none"><li>・受注者は、仕様書等で定める工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を下記表に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。）に付きなければならない。</li><li>・受注者は上記の保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるもの直ちに発注者に提示しなければならない。</li></ul>										
表	<table border="1"><thead><tr><th>保険</th><th>加入期日</th></tr></thead><tbody><tr><td>建設工事保険又は組立保険</td><td>設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。</td></tr><tr><td>労働災害保険</td><td>設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。</td></tr><tr><td>請負業者賠償責任保険</td><td>設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。</td></tr><tr><td>火災保険</td><td>賃貸借期間（仮設校舎及びリース備品について）。</td></tr></tbody></table>	保険	加入期日	建設工事保険又は組立保険	設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。	労働災害保険	設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。	請負業者賠償責任保険	設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。	火災保険	賃貸借期間（仮設校舎及びリース備品について）。
保険	加入期日										
建設工事保険又は組立保険	設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。										
労働災害保険	設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。										
請負業者賠償責任保険	設置工事及び解体工事期間 賃貸借期間は除く。										
火災保険	賃貸借期間（仮設校舎及びリース備品について）。										
19) 業務完了時に提出し、又は引渡す備品等	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事写真</li><li>・工事完成図 設置工事が完成した時は、次を提出する。<ul style="list-style-type: none"><li>・A4 版製本 2 部</li><li>・C D-R（竣工図 C A D データ）データ形式 J WW 又は D X F</li></ul></li><li>※納品すべき電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。</li><li>・完成図と共に、「管理者のための建築物保全の手引き改訂版（建設省大臣官房</li></ul>										

## 四十万小学校仮設校舎借上業務 特記仕様書

		<p>官庁營繕部編集)」に建物の構造、使用上、家具、機器、保安業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造所名、連絡先等を記載の上1部提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キーボックス1箱を本工事に含む可動物品とする。</li> </ul> <p>20)工事監理用図面としてA4版設計図を4部作成し、発注者に提出すること。</p> <p>21)建設機械は低騒音・低振動型及び排ガス対策型建設機械、あるいは排出ガス浄化装置を装着したものを使用すること。尚、識別ラベルを撮影すること。</p>
仮設工事 (全業務共通) 建設・解体工事期間のみ		<p>1)敷地の状況確認</p> <p>着工に先立ち、地下に埋設されたガス管、オイル管、電話ケーブル、給排水等及び仮設物の調査を関係機関の協力を得て確認し、報告すると共に事故を未然に防ぐよう留意すること。</p> <p>2)監督員事務所は設けない。</p> <p>3)工事用の水及び工事用の電力は受注者にて負担のこと。</p> <p>4)工事用道路は、良好に維持管理を行い、使用後は施工者において速やかに原形に復旧すること。</p> <p>5)工事車両が一般道路を走行するときは、土砂等で汚さないよう配慮し、生徒の通学及び近隣住民の通行への安全を十分確保すること。</p> <p>6)危険物の貯蔵は、火災及び盗難について管理を徹底すること。</p> <p>7)低騒音、低振動型建設機械を使用するものとし、騒音振動の防止に努めること。</p> <p>8)安全確保のため、仮囲いを設置し、児童の安全を確保すること。</p> <p>9)解体時における飛散防止・騒音対策のため外部足場を設置する場合は防音シート等を設置し、周辺地域への配慮を図ること。</p>
基礎工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設予定地の基礎工事に当たっては、最も合理的かつ経済的な工法により必要地耐力(50kN/m<sup>2</sup>)を確保すること。</li> </ul>
借 上 す る 建 築 物 関 係	上部躯体関係	<p>1)用いる材料は新品でないものでも可とするが、この場合は耐久性及び品質について問題が無いことを証すること。</p> <p>2)構造は構造計算によるが、仕様等は発注者の承諾を得ること。</p>
	屋根関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による屋根材の雨音低減を図ること。</li> </ul>
	外部建具関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階開口部には落下防止措置を講ずること。</li> </ul>
	内部建具関係	<p>1)全ての室は施錠できるようにすること。</p> <p>2)種類別同一キーでの運用とする。仕様等は発注者の承諾を得ること。</p>
	内装関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽室にはグランドピアノ(三点荷重約320kg)を、校長室及び職員室には金庫をそれぞれ設置するため、床補強を施すこと。</li> </ul>
	外壁関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外装材に関しては、景観形成基準に適合すること。</li> </ul>
	その他	<p>1)トイレ以外の各居室には防炎カーテンを設けること。 (理科室、音楽室は遮光タイプ、出入口を含む。)</p> <p>2)保健室にはベッド用仕切り天吊カーテン2台分を設けること。</p>

## 四十万小学校仮設校舎借上業務 特記仕様書

		<p>3)高学年更衣室入口に目隠しカーテンを設けること。</p> <p>4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を遵守するとともに、門扉にインターホンを設け、職員室と繋がるようにすること。</p> <p>5) グラウンドに面した部分には、防球対策を行うこと。</p>
設備工事	設備工事共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備工事における性能基準及び性能技術基準は、原則として「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）に準拠すること。機器・器具の仕様は別表を原則とし、発注者の承諾を得ること。電線、ケーブル類の露出する配線は電線管等により保護すること。既設設備との分岐、切替は本工事に含むものとする。</li> </ul>
	受変電設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電設備は、仮設キュービクルを設置し、既設校舎及び仮設校舎に配電するものとする。電気主任技術者を配置し、各関連機関と協議の上、業務を遂行すること。受変電設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。</li> </ul>
	幹線設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線設備は、キュービクルから電灯分電盤、動力分電盤に電源供給（配管配線含む。）するものとする。幹線ケーブルについては各種試験（絶縁抵抗測定、電圧測定及び検相）を実施すること。</li> </ul>
	動力設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動力設備は、動力分電盤から空調屋外機及び手元開閉器に電源供給（配管配線含む。）するものとする。動力分電盤の負荷名称に部屋名称を記載すること。動力ケーブルについては各種試験（絶縁抵抗測定、電圧測定及び検相）を実施すること。</li> </ul>
	電灯設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電灯設備は、電灯分電盤から照明器具に電源供給（配管配線含む。）するものとする。照明器具はLED照明器具とする。スイッチ、センサ等については、使い勝手を考慮した配置にすること。照度については「文部科学省 学校環境衛生基準 第2章 学校環境衛生基準 第1教室等の環境に係る学校環境衛生基準 第2採光及び照明」によるものとする。教室及び職員室は机上 500 ルクス以上とする。</li> </ul>
	コンセント設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセント設備は、電灯分電盤からコンセントに電源供給（配管配線含む。）するものとする。コンセントについて電圧、極性及び接地の確認をすること。</li> </ul>
	放送設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送設備は職員室に防災アンプ、各室にスピーカ、印刷室に放送卓を設置すること。消防関係法令に基づく非常放送設備を設置すること。放送設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。消防用設備等設置届出書を作成し、消防署長へ申請すること。</li> </ul>
	TV 共同受信設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TV 共同受信設備はCATVを引込、必要箇所にテレビ端子、配線を設置すること。TV 共同受信設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。</li> </ul>
	インターホン設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターホン設備はインターホン親機、ドアホン子機、相互式インターホンを必要箇所に設置すること。インターホン設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。</li> </ul>
	トイレ呼出設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的トイレにトイレ呼出設備を設置すること。トイレ呼出表示装置は職員室に設置すること。トイレ呼出設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出</li> </ul>

## 四十万小学校仮設校舎借上業務 特記仕様書

電話設備工事	し、承諾を得た内容で実施すること。 ・電話設備は電話主装置、電話機を必要箇所に設置すること。電話設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。電話線・光ケーブルの引込用に空配管を設けるものとし引込点から端子盤間、端子盤から職員室間に敷設すること。
LAN設備工事	・必要箇所にLAN設備として、インターネット環境へ接続できる設備（配線、HUB等）一式を設置すること。LAN設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。
時計設備工事	・必要箇所に時計を設置すること。時計設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。
監視カメラ設備	・既存校舎の監視カメラを再利用して、必要箇所に監視カメラを設置すること。監視カメラ設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容実施すること。
自動火災報知設備	・消防関係法令に基づく自動火災報知設備を設置すること。自動火災報知設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。消防用設備等設置届出書を作成し、消防署長へ申請すること。
空調設備工事	・各室に適切な容量の空調機を設置すること。屋内機の操作リモコンは原則、有線とし、使い勝手を考慮した位置に設置すること。屋外機は架台付とする。ドレン管は外部柵に接続すること。空調設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。
換気設備工事	・所要の換気量を満足する換気設備機器を設置すること。延焼のおそれのある部分については防火ダンパーを設置すること。換気設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。
給排水衛生設備工事	・本建物の給水設備は仮設用分岐バルブより引き込みを行い受水槽(有効11m <sup>3</sup> 程度)設置、加圧ポンプにて仮設校舎に給水する。また、排水設備は排水柵を新設し、適切な勾配を確保して最寄りの既設排水柵に接続すること。着手前に金沢市企業局と協議を行うこと。衛生設備を必要とする箇所には、その設備を設け、公共施設の使用に耐えうる仕様とする。大便器は洋式便器とする。排水設備工事実務指針（金沢市企業局）に従い、施工を行うこと。給排水衛生設備の各種試験については、事前に試験要領書を提出し、承諾を得た内容で実施すること。
ガス設備工事	・プロパンボンベ50kg4本程度を設置し、建物内に引き込み。
消火設備	・屋内消火栓設備は、仮設校舎に必要な消火栓箱を増設すること。(6か所程度)着手前に消防と協議を行うこと。
昇降機工事	・昇降機は乗用11人乗りとし、乗り口有効800mm、かご奥行き有効1350mmを確保すること。
その他工事	・既設屋内運動場、プールは継続して使用するため、既設校舎から仮設校舎への分岐、切替作業を行い、仮設校舎運用後も機能を維持できるようにすること。必要に応じて消防と協議を行い、相互移報をとること。本業務にて幹線設備、電灯設

## 四十万小学校仮設校舎借上業務 特記仕様書

	備、誘導灯設備、放送設備、時計設備、自動火災報知設備、給排水衛生設備及び消火設備の改修を行うものとする。
解体工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・建設工事において設置した工作物全てを撤去し、現状復旧を行うこと。 なお、グラウンドは整地とする。</li><li>・工事中の騒音・振動については金沢市環境保全条例に基づく特定建設作業における規制値以内であることが確認できる措置を講ずること（仮囲い設置期間中は騒音・振動計の設置及び記録並びに報告書の提出を行うこと。）。騒音・振動計の設置場所については発注者と協議のこと。</li><li>・粉塵飛散防止のための散水を十分に行うこと。</li></ul>

## 建物概要 (要求性能)

外部共通	基礎	鉄筋コンクリート造
	屋根	雪止め L-40×40×5 1段以上を設けること。
	塗装	鉄骨錆止め (JIS K 5674)
	建具	アルミサッシュ (プレハブ用) : 耐風圧性S-3、気密性A-3、水密性W-3 網戸付き ※耐風圧性及び水密性については、修繕、メンテナンス等の維持管理を行うこととする。 ※2階外周部には落下防止手摺 (C-75) の設置
	ガラス	学校用強化ガラス t=4 トーメイを使用すること。
	樋	軒樋: 塩ビ製150角 堅樋: VP75φ 取合水切: ガルバリウム鋼板加工t=0.35 程度
	床	床下: 防湿ポリエチレンフィルム (t=0.15以上) を貼ること
	準耐火建築物とすること。 ※延焼のおそれのある部分: 建築基準法に定めるもののほか、仮設校舎と既存屋内運動場との間においても発生するものとする。	
特記事項	建築基準法第28条の2の建築材料及び換気設備は政令で定める技術的基準に適合するものとする。	
	本契約内で使用する材料は原則F☆☆☆☆品又は規制対象外品を使用すること。	
	1階は床下断熱材としてポリスチレンフォーム (t=25) を使用する。	
	生徒の手の届く範囲 (H1,500までの範囲) の鋭角部はゴムカバー等で保護する。	
	床面積の合計が1,500m <sup>2</sup> 以内ごとに準耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画すること。	
	2階に避難はしごを3か所に設置すること。 設置位置は設計において発注者と協議し決定するものとする。	
	建築基準法施行令第114条第2項の防火上主要な間仕切り壁を設置すること。 設置位置は設計において発注者と協議し確認するものとする。	
	天井高さは各階2,700mm以上とすること。	
	内部建具はアルミニウム製引き戸、トイレベースはボリ合板貼りとする。	
	各室には室名板および防火責任者札を設置するとともに、トイレには男女各ピクトサインを設置すること。	
	必要に応じて点検口を設けること。天井点検口は450角、床下点検口は600各以上とする。	
	昇降口及び職員玄関の床下地はt100コンクリート打ち金ゴテ抑え等とするなど、雨天時に配慮すること。	
	玄関ポーチ及びスロープを設置すること。	
	特別支援教室、更衣室は、廊下から室内が見えないよう視線対策を行うこと。	
	特別支援教室、音楽室等は防音対策を行うこと。	
	特別教室等は大型備品の搬出入に配慮した出入口とすること。	
	設計において発注者と協議し決定すること。	

## 内部仕上

室名	面積等 (m <sup>2</sup> )	壁・天井仕上
普通教室	1室あたり 60m <sup>2</sup> 程度	
特別支援教室	1室あたり 30m <sup>2</sup> 程度	
廊下		
職員室	125m <sup>2</sup> 程度	・準不燃材料以上を使用すること。
印刷室	30m <sup>2</sup> 程度	
会議室	30m <sup>2</sup> 程度	
校長室	30m <sup>2</sup> 程度	
理科室 理科準備室	80m <sup>2</sup> 程度 30m <sup>2</sup> 程度	・準不燃材料以上を使用すること。
音楽室 音楽準備室	80m <sup>2</sup> 程度 30m <sup>2</sup> 程度	
図工室 図工準備室	80m <sup>2</sup> 程度 30m <sup>2</sup> 程度	
家庭室 家庭準備室	90m <sup>2</sup> 程度 30m <sup>2</sup> 程度	・準不燃材料以上を使用すること。
図書館	80m <sup>2</sup> 程度	
保健室	60m <sup>2</sup> 程度	・準不燃材料以上を使用すること。
校務室	30m <sup>2</sup> 程度	・準不燃材料以上を使用すること。
男子・女子 便所（系統1）	1室あたり 50m <sup>2</sup> 程度 【男子】小便器6基、洋式便器2基 【女子】洋式便器10基	・耐水性に配慮すること。
男子・女子 便所（系統2）	1室あたり 40m <sup>2</sup> 程度 【男子】小便器4基、洋式便器2基 【女子】洋式便器4基	・耐水性に配慮すること。
多目的便所	1室あたり 5m <sup>2</sup> 程度	・耐水性に配慮すること。
男子・女子 更衣室	1室あたり 26m <sup>2</sup> 程度	
ワゴンプール	30m <sup>2</sup> 程度	・ラワン合板等を下地とするなど、物品の移動に伴う壁の破損に配慮すること。
教材庫		・ラワン合板等を下地とするなど、物品の移動に伴う壁の破損に配慮すること。
昇降口		・ラワン合板等を下地とするなど、物品の移動に伴う壁の破損に配慮すること。

## 備品リスト

室名	名称	規格	個数	リース	既存移設	備考	室名	名称	規格	個数	リース	既存移設	備考
普通教室 1室あたり	スチール曲面黒板	W3,600*H1,200	1	○			印刷室	カーテンレール			○		外壁面窓
	掲示板	W1,800*H900	2	○				カーテン			○		外壁面窓
	平面黒板	W1,800*H900	1	○				仕切りカーテン・レール			○		
	生徒用ロッカー(15人)	W1,780*D400*H880	3	○				コピー機		1	○		別途発注
	掃除用具入れ	W455*D515*H1,790	1	○				印刷機		3	○		別途発注
	教師用収納棚	W1,200*D450*H1,400	1	○				棚		1	○		別途発注
	カーテンレール			○		外壁面窓		机		1	○		別途発注
	カーテン			○		外壁面窓		作業台		1	○		別途発注
	荷物掛け			○		廊下側内壁	校長室	ロッカー	W455*D515*H1,790	1	○		
	テレビモニター				○	別途発注		カーテンレール			○		外壁面窓
	教卓		1		○	別途発注		カーテン			○		外壁面窓
	生徒用机		40		○	別途発注		校長机・椅子		1	○		別途発注
	生徒用椅子		40		○	別途発注		金庫		1	○		別途発注
	ホワイトボード	W1,800*H900	1	○				応接セット(机2・椅子7)		1	○		別途発注
	掲示板	W1,800*H900	1	○			理科室	スチール平面黒板	W3,600*H1,200	1	○		
特別支援教室 1室あたり	生徒用ロッカー(15人)	W1,780*D400*H880	1	○				保管庫	W880*D400*H880	12	○		
	掃除用具入れ	W455*D515*H1,790	1	○				手洗シンク	3口 W1,595	3	○		
	教師用収納棚		1	○				掃除用具入れ	W455*D515*H1,790	1	○		
	カーテンレール			○		外壁面窓		カーテンレール			○		外壁面窓・廊下面
	カーテン			○		外壁面窓		カーテン(遮光)			○		外壁面窓・廊下面
	仕切りカーテン・レール			○				実験机(教師用)	代替品可(机+流し台等)	1	○		
	荷物掛け			○		廊下側内壁		実験机(生徒用) 8人用	代替品可(机+流し台等)	5	○		シンク付
	テレビモニター				○	別途発注		テレビモニター			○		別途発注
	教卓		1		○	別途発注		箱椅子		40	○		別途発注
	生徒用机		4		○	別途発注	理科準備室	物品棚	W875*D450*H1,800	8	○		
	生徒用椅子		4		○	別途発注		手洗シンク	1口 W900	1	○		
職員室	ホワイトボード	W4,740*H1,200	1	○				カーテンレール			○		外壁面窓
	保管庫	W880*D330*H880	20	○				カーテン			○		外壁面窓
	カーテンレール			○		外壁面窓		薬品庫(保管庫)	W880*D400*H1800	1	○		別途発注
	カーテン			○		外壁面窓		冷蔵庫		1	○		別途発注
	流し台・ガス台		1	○			音楽室	スチール平面黒板	W3,600*H1,200	1	○		
	食器棚		1		○	別途発注		保管庫	W880*D400*H880	16	○		
	冷蔵庫		1		○	別途発注		掃除用具入れ	W455*D515*H1,790	1	○		
	行事黒板		1		○	別途発注		カーテンレール			○		外壁面窓
	スチール机		40		○	別途発注		カーテン			○		外壁面窓
	椅子		45		○	別途発注		テレビモニター			○		別途発注
	テレビ(置型)		1		○	別途発注		グランドピアノ		1	○		別途発注
	応接セット(ソファ)		1		○	別途発注		DVDプレーヤーラック		1	○		別途発注
	放送機器		1		○	別途発注		机		40	○		別途発注
	スキャナ		1		○	別途発注		椅子		40	○		別途発注
	パソコン		1		○	別途発注	音楽準備室	物品棚	W875*D450*H1,800	8	○		
	シュレッター		1		○	別途発注		カーテンレール			○		外壁面窓
	スチール棚(大)		7		○	別途発注		カーテン			○		外壁面窓
	スチール棚(小)		5		○	別途発注							
	パソコンテーブル		1		○	別途発注							

## 備品リスト

## 照明設備リスト

室名	名称	仕様・参考型番	個数	備考
普通教室 1室あたり	照明	LSS9-4-48LN	12	
	照明	LSR12-4-45LN	2	黒板灯
特別支援教室 1室あたり	照明	LSS9-4-48LN	6	
職員室	照明	LSS9-4-48LN	24	
印刷室	照明	LSS9-4-65LN	3	
校長室	照明	LSS9-4-65LN	6	
会議室	照明	LSS9-4-65LN	6	
理科室	照明	LSS9-4-65LN	12	
	照明	LSR12-4-45LN	2	黒板灯
理科準備室	照明	LSS9-4-65LN	2	
音楽室	照明	LSS9-4-65LN	12	
	照明	LSR12-4-45LN	2	黒板灯
音楽準備室	照明	LSS9-4-65LN	2	
図工室	照明	LSS9-4-65LN	12	
	照明	LSR12-4-45LN	2	黒板灯
図工準備室	照明	LSS9-4-65LN	2	
家庭室	照明	LSS9-4-65LN	12	
	照明	LSR12-4-45LN	2	黒板灯
家庭準備室	照明	LSS9-4-65LN	2	
図書室	照明	LSS9-4-65LN	12	
保健室	照明	LSS9-4-65LN	12	
校務室	照明	LSS9-4-65LN	4	
男女更衣室	照明	LSS9-4-48LN	2	
男子・女子便所 1箇所あたり	照明	LSS9-4-30LN	4	
多目的便所	照明	LSS9-4-27LN	2	
廊下 階段	照明	LSS9-4-30LN	58	
ワゴンプール 1室あたり	照明	LSS9-4-65LN	4	
教材庫	照明	LSS9-4-65LN	2	
昇降口	照明	LSS9-4-23LN	12	
階段下倉庫	照明	LSS9-4-37LN	2	

## 空調設備リスト

室名	名称	仕様・参考型番	個数	備考
普通教室 1室あたり	空調	天吊形エアコン 6馬力相当	1	【能力】冷房:14.0kW 暖房:16.0kW 【容量】3相200V 消費電力:約8.0kW
特別支援教室 1室あたり	空調	壁掛形エアコン 2.5馬力相当	1	【能力】冷房:5.6kW 暖房:6.3kW 【容量】3相200V 消費電力:約3.0kW
職員室	空調	天吊形エアコン 4馬力相当	3	【能力】冷房:10.0kW 暖房:11.2kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
印刷室	空調	壁掛形エアコン 2.5馬力相当	1	【能力】冷房:5.6kW 暖房:6.3kW 【容量】3相200V 消費電力:約3.0kW
校長室	空調	天吊形エアコン 4馬力相当	1	【能力】冷房:10.0kW 暖房:11.2kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
会議室	空調	壁掛形エアコン 2.5馬力相当	1	【能力】冷房:5.6kW 暖房:6.3kW 【容量】3相200V 消費電力:約3.0kW
理科室	空調	天吊形エアコン 4馬力相当	2	【能力】冷房:10.0kW 暖房:11.2kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
音楽室	空調	天吊形エアコン 4馬力相当	2	【能力】冷房:10.0kW 暖房:11.2kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
図工室	空調	天吊形エアコン 4馬力相当	2	【能力】冷房:10.0kW 暖房:11.2kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
家庭室	空調	天吊形エアコン 4馬力相当	2	【能力】冷房:10.0kW 暖房:11.2kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
図書館	空調	天吊形エアコン 4馬力相当	2	【能力】冷房:10.0kW 暖房:11.2kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
保健室	空調	天吊形エアコン 5馬力相当	1	【能力】冷房:12.5kW 暖房:14.0kW 【容量】3相200V 消費電力:約7.0kW
校務室	空調	壁掛形エアコン 2.5馬力相当	1	【能力】冷房:5.6kW 暖房:6.3kW 【容量】3相200V 消費電力:約3.0kW
ワゴンプール	空調	壁掛形エアコン 2.5馬力相当	1	【能力】冷房:5.6kW 暖房:6.3kW 【容量】3相200V 消費電力:約3.0kW

## 換気設備リスト

室名	名称	仕様・参考型番	個数	備考
普通教室 1室あたり	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
特別支援教室 1室あたり	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
職員室	パイプファン	V-20PXS4	2	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
印刷室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
校長室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
会議室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
理科室	壁付換気扇	EX-25SC3-S	2	能力:860m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
	自然吸気口		1	
理科準備室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
音楽室	パイプファン	V-20PXS4	2	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
音楽準備室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
図工室	パイプファン	V-20PXS4	2	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
図工準備室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
家庭室	壁付換気扇	EX-25SC3-S	3	能力:860m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
	自然吸気口		1	
家庭準備室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
図書館	パイプファン	V-20PXS4	2	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
保健室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
校務室	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
男女更衣室 1箇所あたり	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
男子・女子便所 1箇所あたり	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
多目的便所 1箇所あたり	天井扇	VD-18ZLC13-S	1	能力:130m <sup>3</sup> /h ベンドキャップ共
廊下	自然吸気口		4	
ワゴンプール 1室あたり	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共
教材庫 1箇所あたり	パイプファン	V-20PXS4	1	能力:330m <sup>3</sup> /h ウエザーカバー共

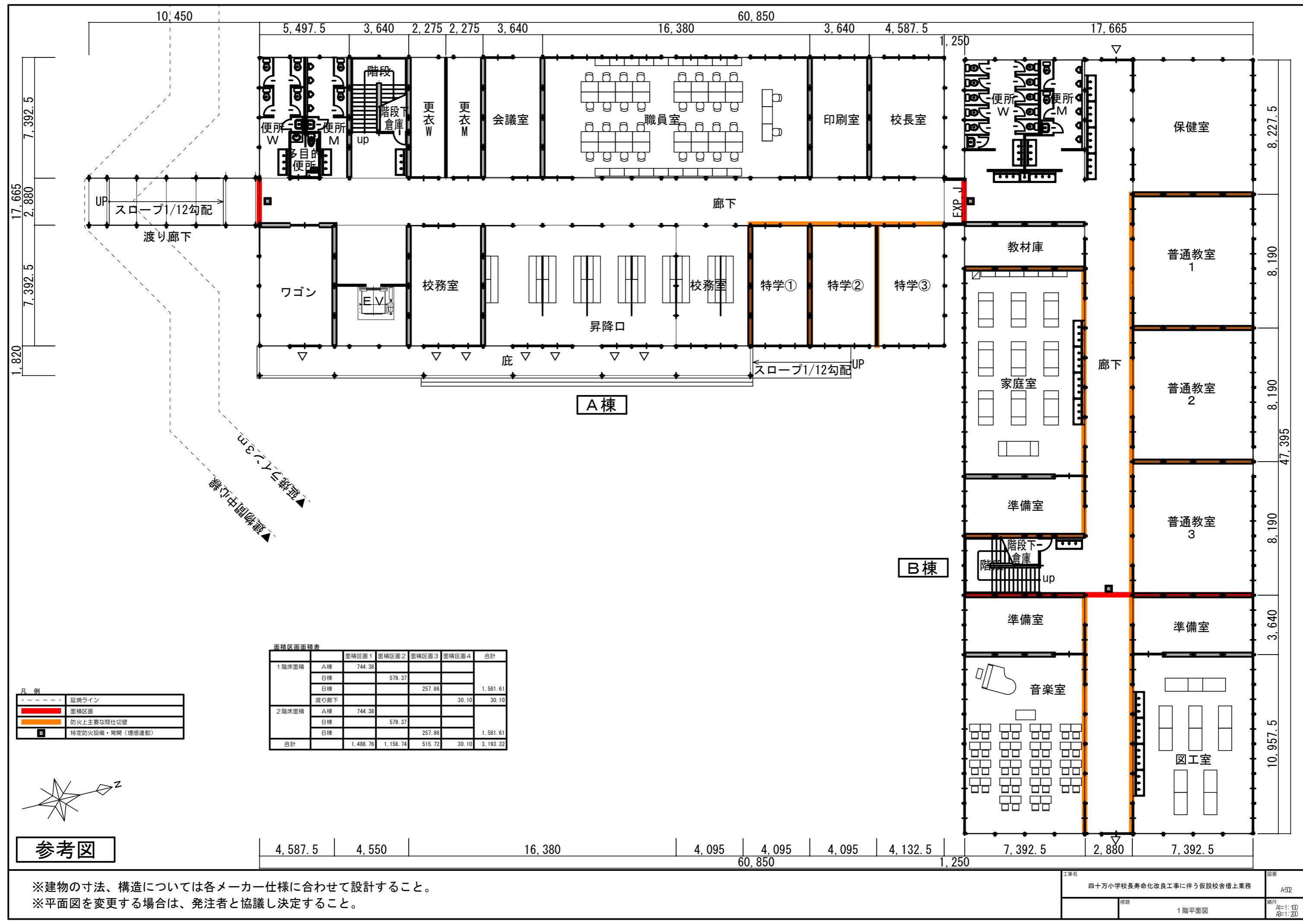
## コンセント設備リスト

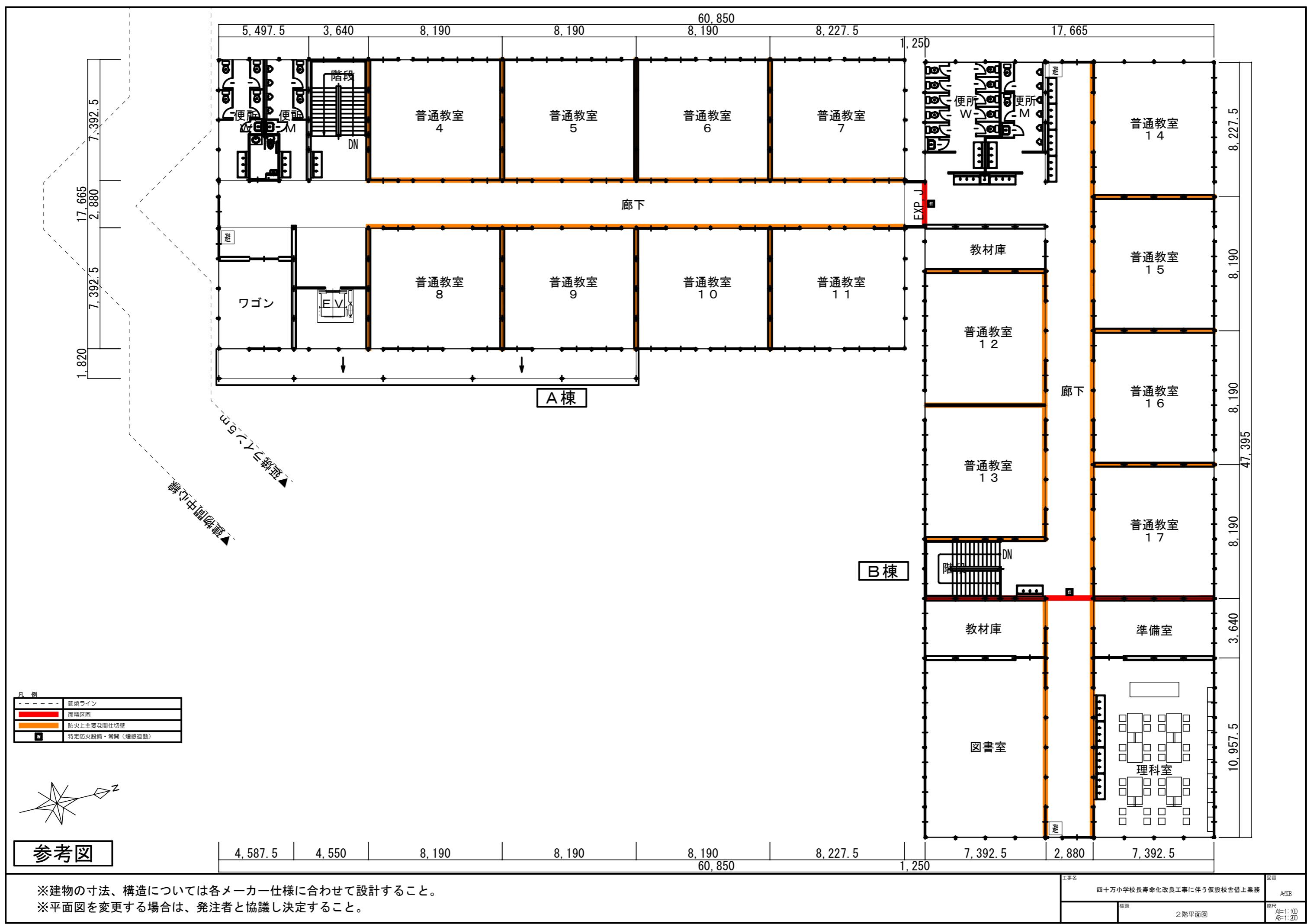
室名	名称	仕様・参考型番	個数	備考
普通教室 1室あたり	埋込コンセント	2P15A	2	
	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	1	
特別支援教室 1室あたり	埋込コンセント	2P15A×2	2	
	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	4	
職員室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×4	17	
	埋込コンセント	2P15A 抜け止接地極付×4		
印刷室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	3	
校長室	埋込コンセント	2P15A×2	3	
会議室	埋込コンセント	2P15A×2	2	
理科室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	22	
理科準備室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	2	
音楽室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	3	
音楽準備室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	2	
図工室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	8	
	埋込コンセント	2P15A 抜け止接地極付×2	10	
図工準備室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	2	
家庭室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	15	
	埋込コンセント	2P15A×1 接地極付	4	
家庭準備室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	2	
図書室	埋込コンセント	2P15A×2	2	
	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	2	
保健室	埋込コンセント	2P15A 接地極付×2	6	
校務室	埋込コンセント	2P15A×2	2	
男女更衣室	埋込コンセント	2P15A×2	2	
男子・女子便所 1箇所あたり	埋込コンセント	2P15A×2	1	器具用は器具数に 合わせて設置
多目的便所	埋込コンセント	2P15A×2	1	器具用は器具数に 合わせて設置
廊下	埋込コンセント	2P15A×2	12	
ワゴンプール 1室あたり	埋込コンセント	2P15A×2	1	
教材庫	埋込コンセント	2P15A×2	2	
昇降口	埋込コンセント	2P15A×2	2	

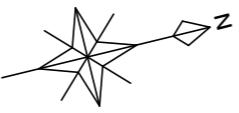
## その他設備リスト

室名	名称	仕様・参考型番	個数	備考
普通教室 1室あたり	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
特別支援教室 1室あたり	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
職員室	テレビ端子		1	
	電話主装置		1	
	電話機(多機能)		2	
	電話機(カールコードレス)		1	
	親時計		1	
	子時計		1	
	インターホン親機		1	カラーモニター付 ドアホン子機は来客用玄関に設置
	相互式インターホン		1	
	トイレ呼出表示装置		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	天井付 無線LAN用
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		2	
印刷室	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
校長室	電話機(多機能)		1	
	子時計		1	
	相互式インターホン		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
会議室	子時計		1	
	スピーカー		1	
理科室	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
理科準備室	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
音楽室	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
音楽準備室	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
図工室	子時計		1	
	相互式インターホン		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
図工準備室	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
家庭室	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
家庭準備室	子時計		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	

図書館	子時計		1	
	相互式インターホン		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
保健室	電話機(多機能)		1	
	子時計		1	
	相互式インターホン		1	
	LAN受口	8極8芯MJ	1	
	スピーカー		1	
校務室	子時計		1	
	テレビ端子		1	
	相互式インターホン		1	
	スピーカー		1	
男女更衣室	子時計		1	
	スピーカー		1	
廊下	端子盤		2	TV共同受信・電話・LAN・インターホンなど
	スピーカー		12	
ワゴンプール 1室あたり	子時計		1	
	スピーカー		1	
	相互式インターホン		1	1階のみ
教材庫 1室あたり	スピーカー		1	
男子・女子便所 1箇所あたり	スピーカー		1	
多目的便所 1箇所あたり	スピーカー		1	
	トイレ呼出ボタン		1	
昇降口	スピーカー		2	
倉庫 1室あたり	スピーカー		2	





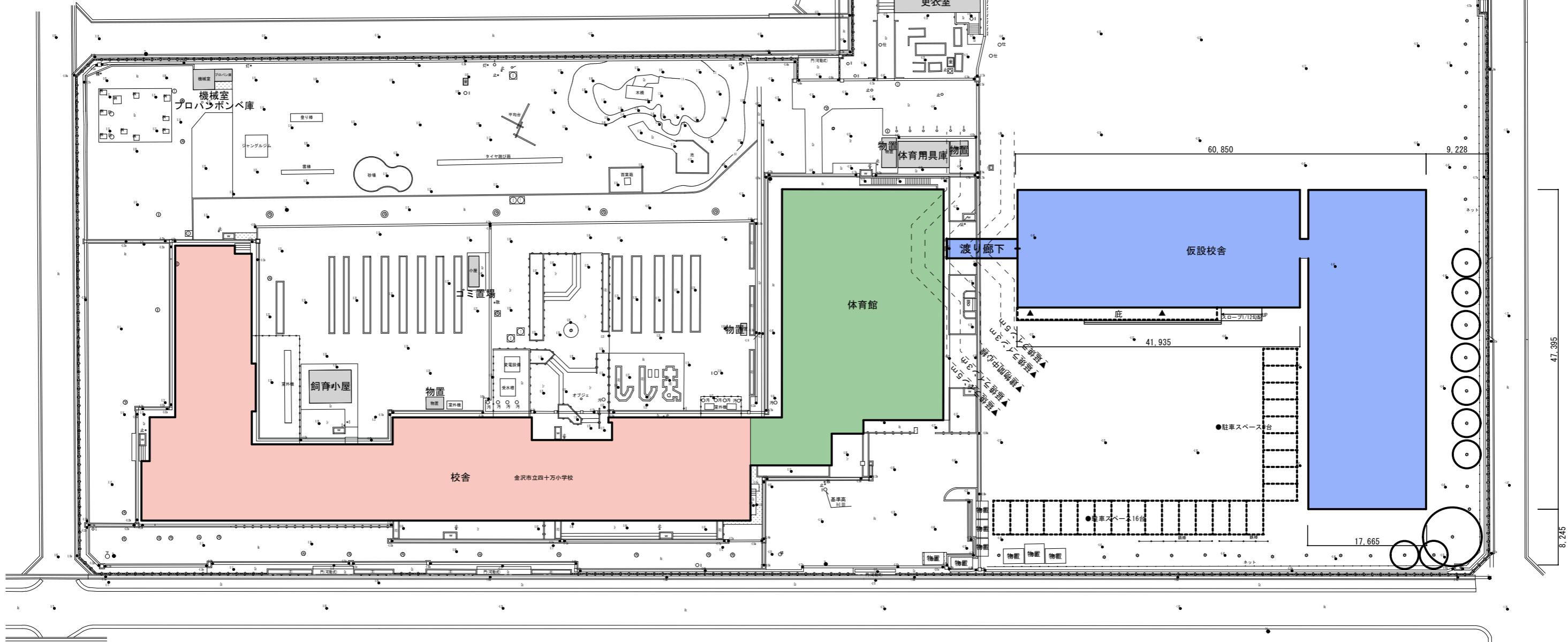


■ 面積表（仮設校舎）

	1階	2階	延床面積
仮設校舎 (法第85条第5項仮設建築物)	1,581.61	1,581.61	3,163.22
仮設渡り廊下	30.10		30.10
計	1,611.71	1,581.61	3,193.32

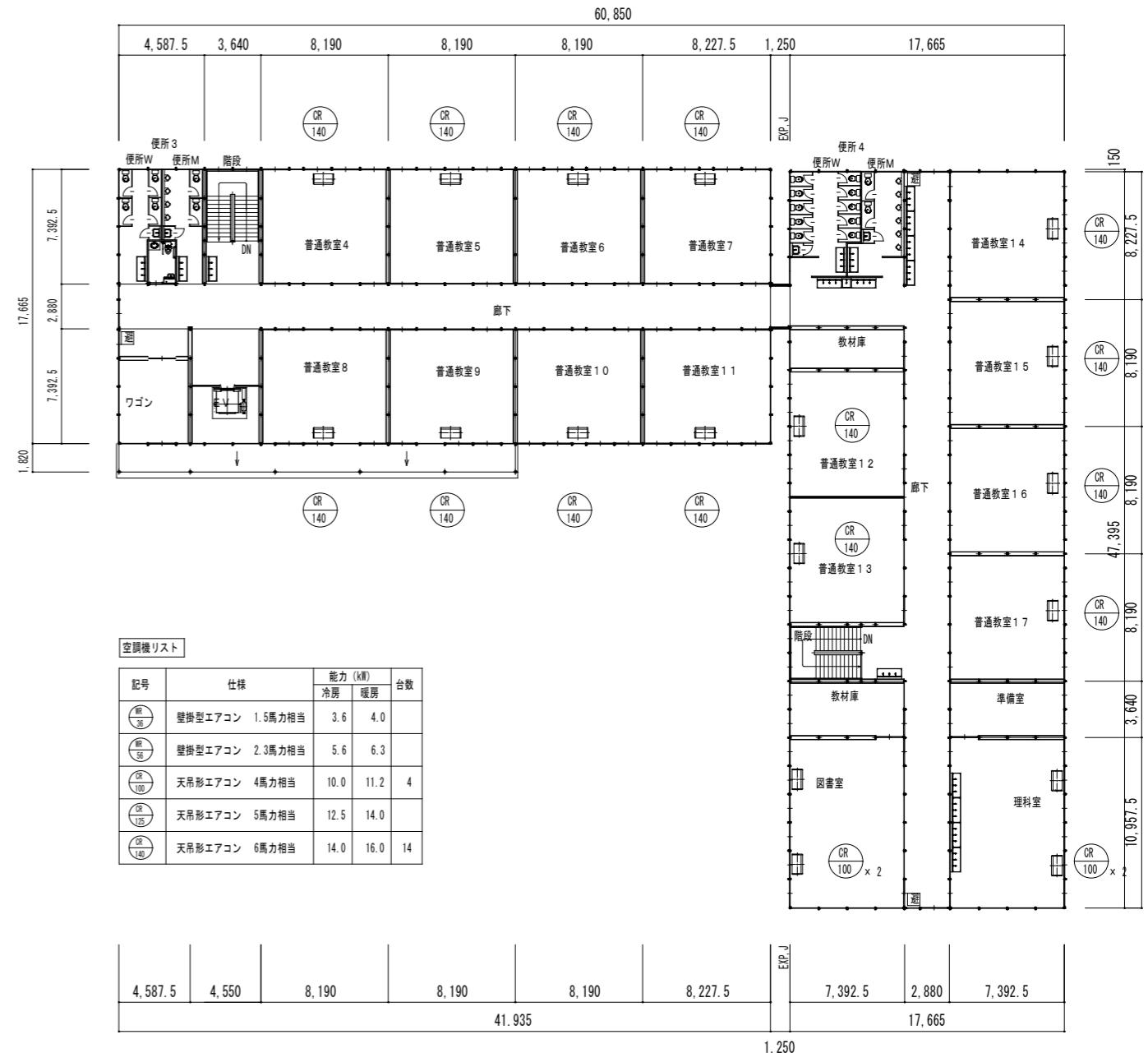
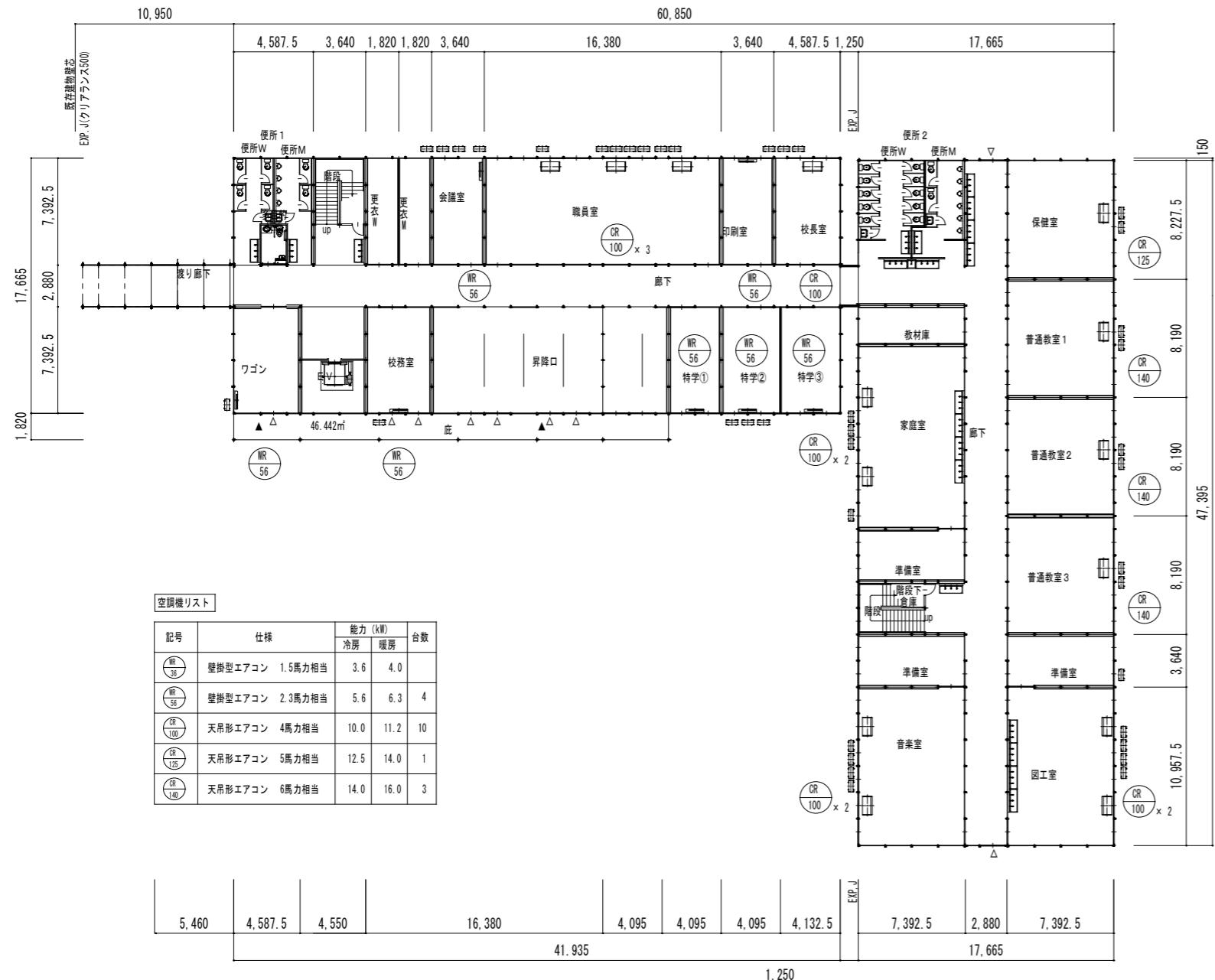
- 校舎棟
- 体育館棟
- 倉庫等（既存のまま）

グラウンド  
約60m×40m



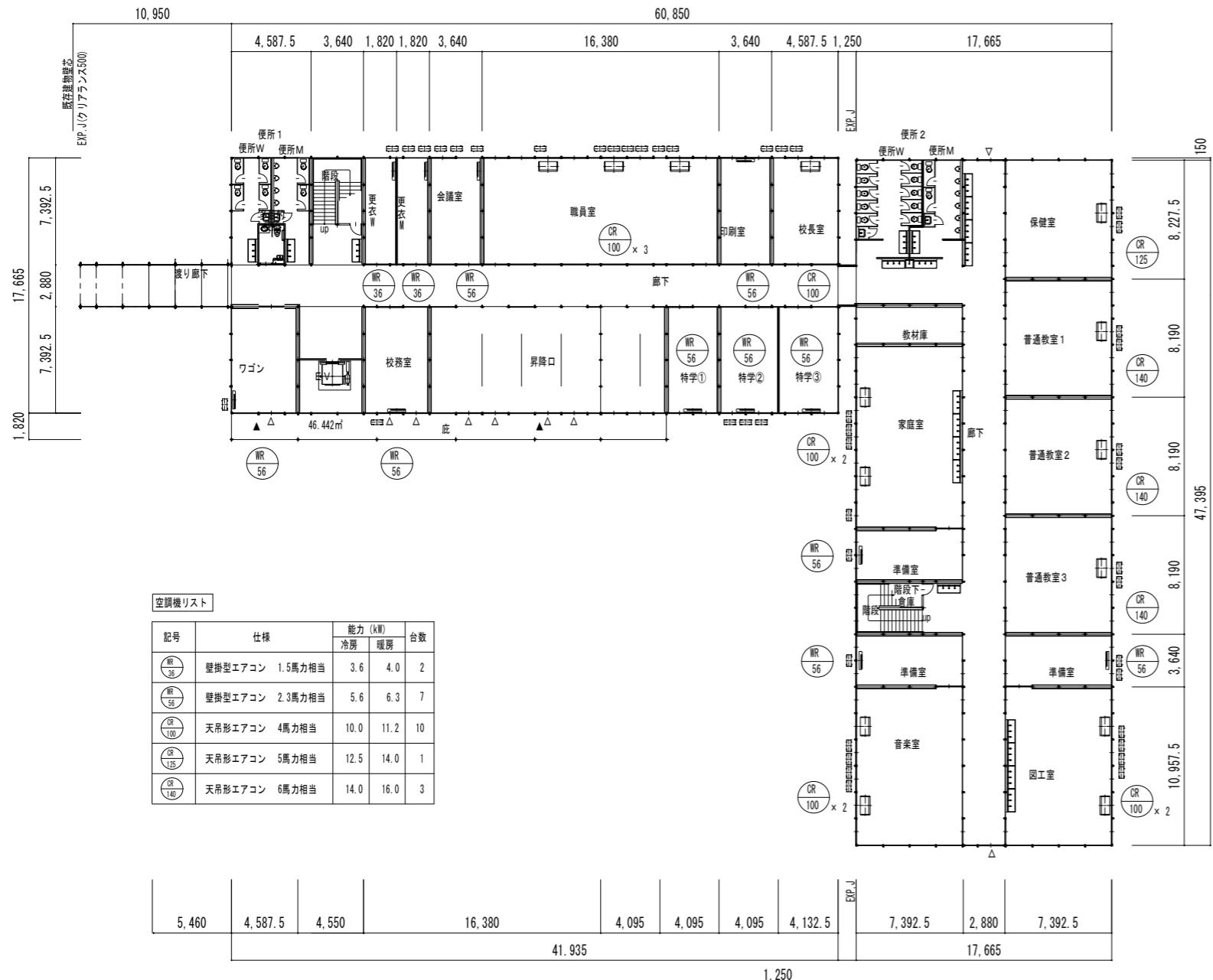
参考  
図

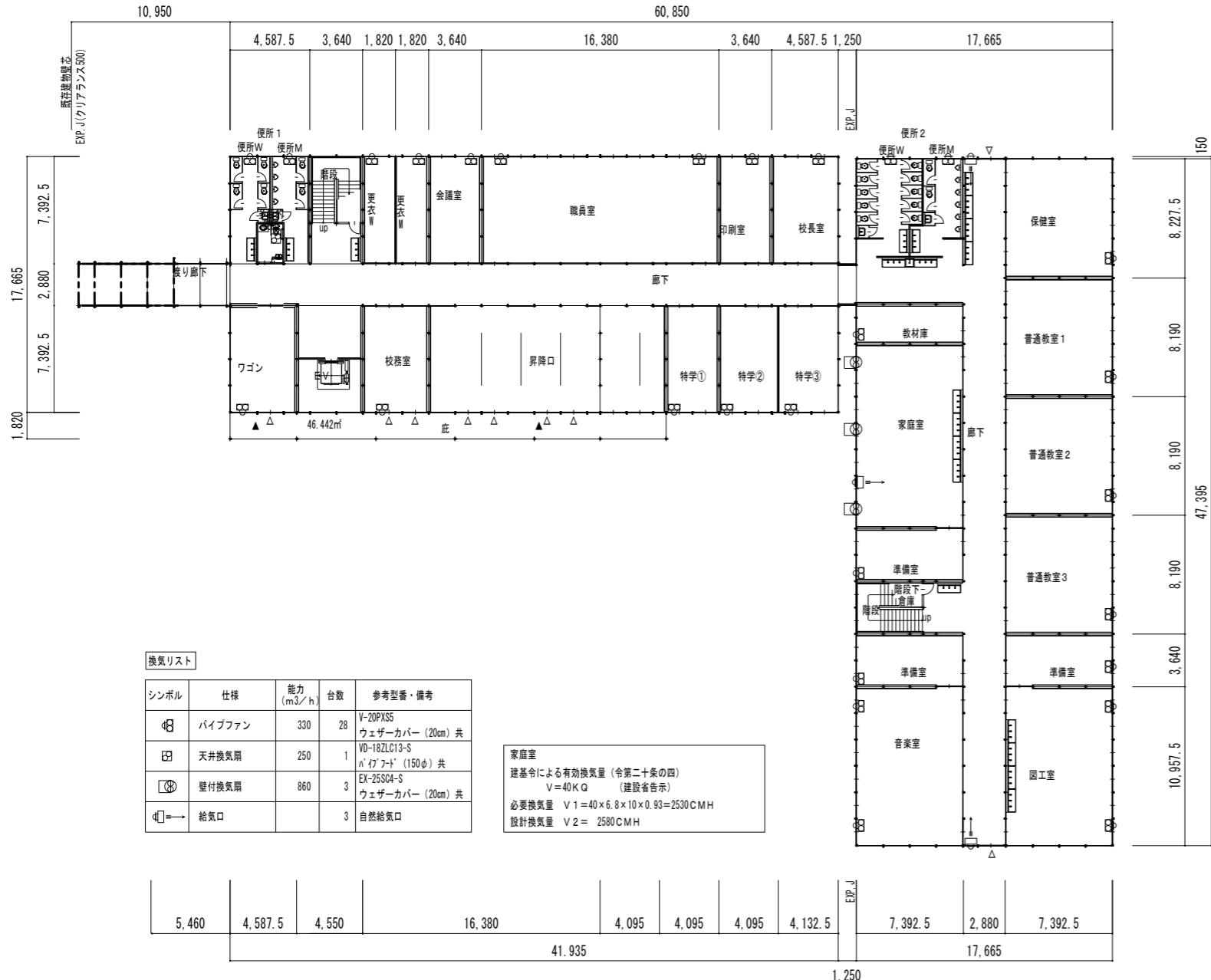
工事名 四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	図番 A501
標題 仮設校舎計画配置図	縮尺 A=1:300 B=1:600



参考図

工事名	四十万小学校仮設校舎借上業務		図番 H-01
	標題	仮設校舎 空調設備 平面図	





参考図

工事名 四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	図番 M-02
標題 仮設校舎 換気設備 平面図	縮尺 A1=1:200 A3=1:400

衛生器具表

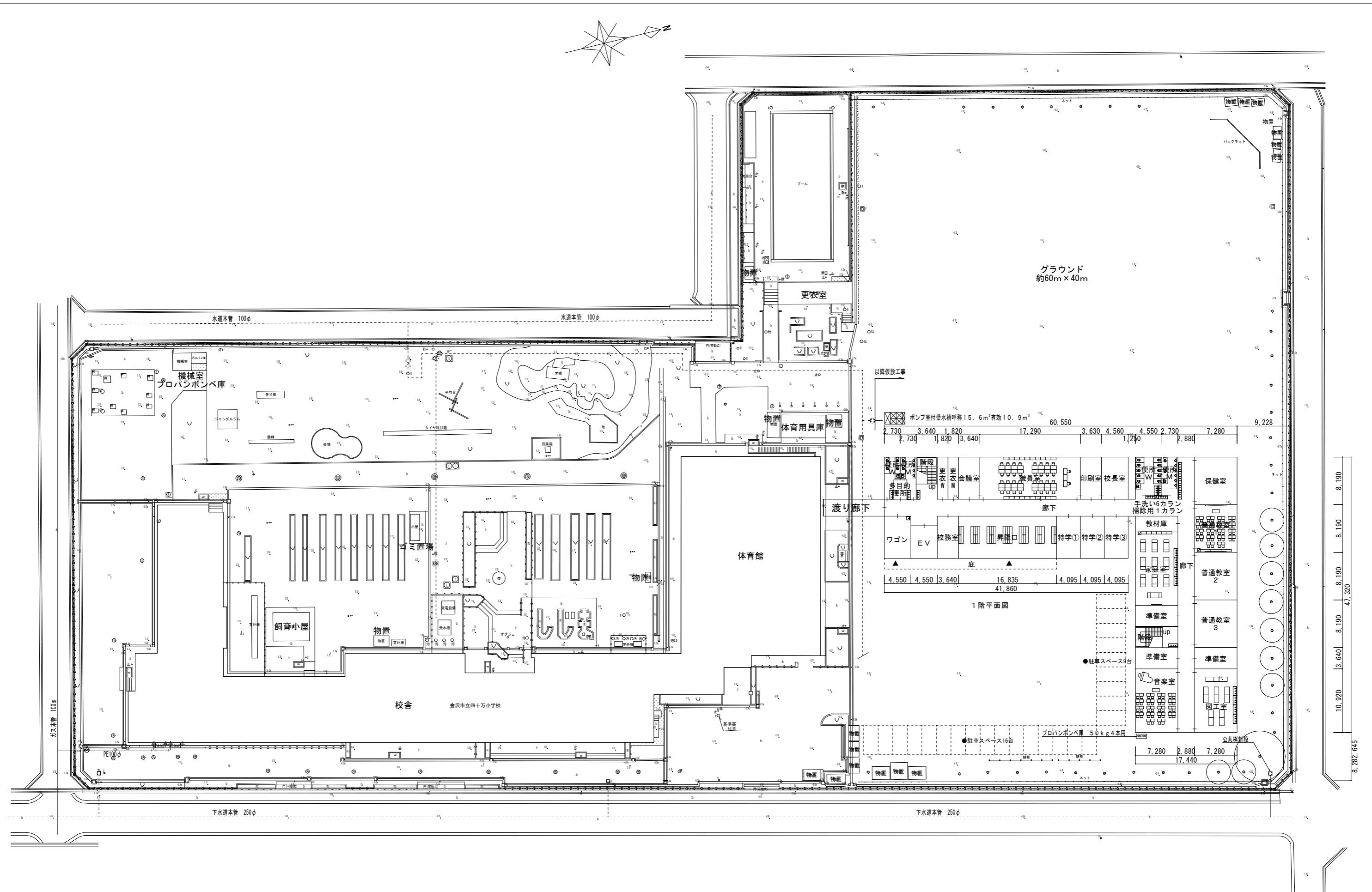
器具名称	参考品番	付属品・他	合計	職員室	理科室	理科準備室	図工室	家庭室	家庭準備室	保健室	校務室	便所1 W	便所1 M	便所1 多目的便所	便所2 W	便所2 M	便所2 ワゴンブール	廊下	便所3 W	便所3 M	便所3 多目的便所	便所4 W	便所4 M	便所4 ワゴンブール	廊下	外
洋風便器	CS670B	SH670BA (手洗無) TCF6531 (温水洗浄便座)	【100V】 38									4	2	1	10	2			4	2	1	10	2			
はねあげ式手すり	T112HK7				2																					
L型手すり	T112CL9				2																					
紙巻器	YH51R		38									4	2	1	10	2			4	2	1	10	2			
小便器	UFH508C	TG600PN (ラッシュパブル)	20																							
小便器用手すり	T112CU2		4																							
洗面器	L250C	TENA41A (自動水栓)	【100V】 6	1								1							1						1	
化粧鏡	YM3045F			6	1							1							1						1	
掃除流し	SK22A	T23AEU20 (横水栓) TK22 (リムカバー)	8										1	1		1	1			1	1		1	1		
オストメイト	UAS81RDB2NW		【100V】 2																							
洗濯機用排水金具	カタイ: 426-020-50		3									1	1	1												
洗濯機用水栓	TW11R		3									1	1	1												
手洗いシンク		1口	3		1														1						1	
手洗いシンク		3口	32	4	4								1	1		1	1		8	1	1	1	1		8	
レバー水栓			99	12	1	12							3	3		3	3		25	3	3	3	3		25	
シャワーユニット		サイズ: 800mm x 1200mm 換気扇共	【100Vx2】 1									1														
流し台				3								1							1						1	
流し台・ガス台				3	1							1	1													
流し用水栓				6	1							1	1	1					1						1	
散水栓	T28UNH13		2																							2
実験机	教師用	(流し1、水栓1、ガス栓×1)	【100V】 1	1	1																					
実験机	生徒用	(流し1、水栓1、ガス栓×1)	【100V】 6	6	6																					
調理台	教師用	(流し1、水栓2、ガスコンロ・ガス栓×1)	【100V】 1									1														
調理台	生徒用	(流し1、水栓2、ガスコンロ・ガス栓×1)	【100V】 9									9														

衛生機器表

記号	名称	仕様及び電気容量	合計	備考及び参考型番
G H - 1	ガス給湯器	給湯専用屋外壁掛型24号 燃料消費量 51.0kW 付属品 配管カバー (H450) 1相100V 消費電力 46W	4	RUX-A2400W-E

参考図

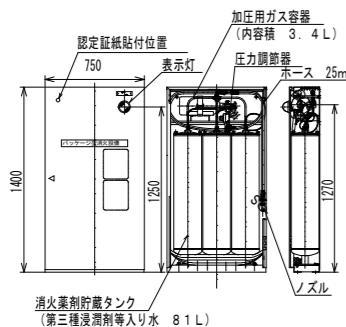
工事名 四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	図番 W-03	標題 仮設校舎 衛生器具表	縮尺 A1=1:200 A3=1:400



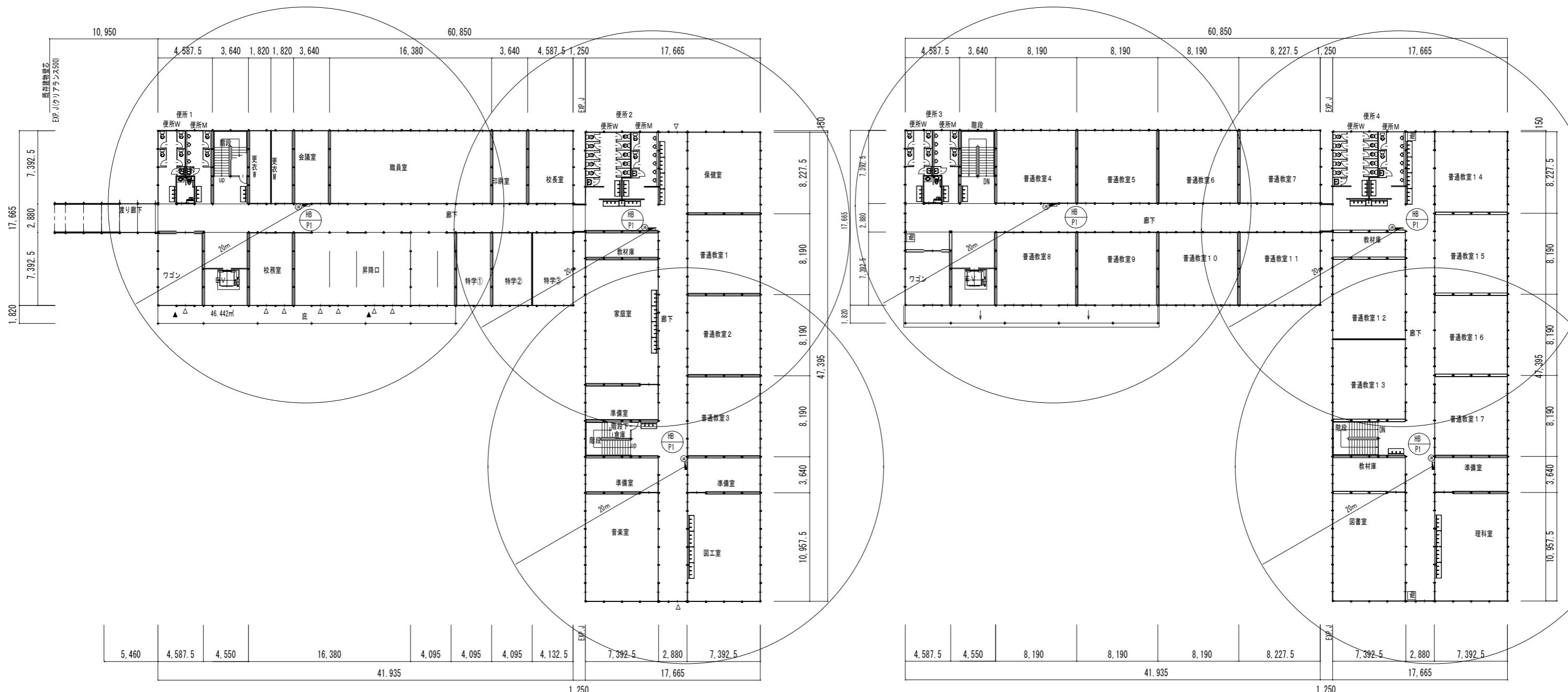
## 参考図

工事名 四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務 M-04	図番 M-04
標題 仮設校舎 給排水衛生設備 配置図	縮尺 A1=1:300 A3=1:600

（一財）日本消防設備安全センター認定品  
型式認号 YPS-80CR  
認定番号 PG-051号  
使用温度範囲 -10°C~+40°C  
放射量 19.8 L/min  
有効放射時間 235秒 (at 20°C)  
放射距離 13~20 m  
総質量 約200kg

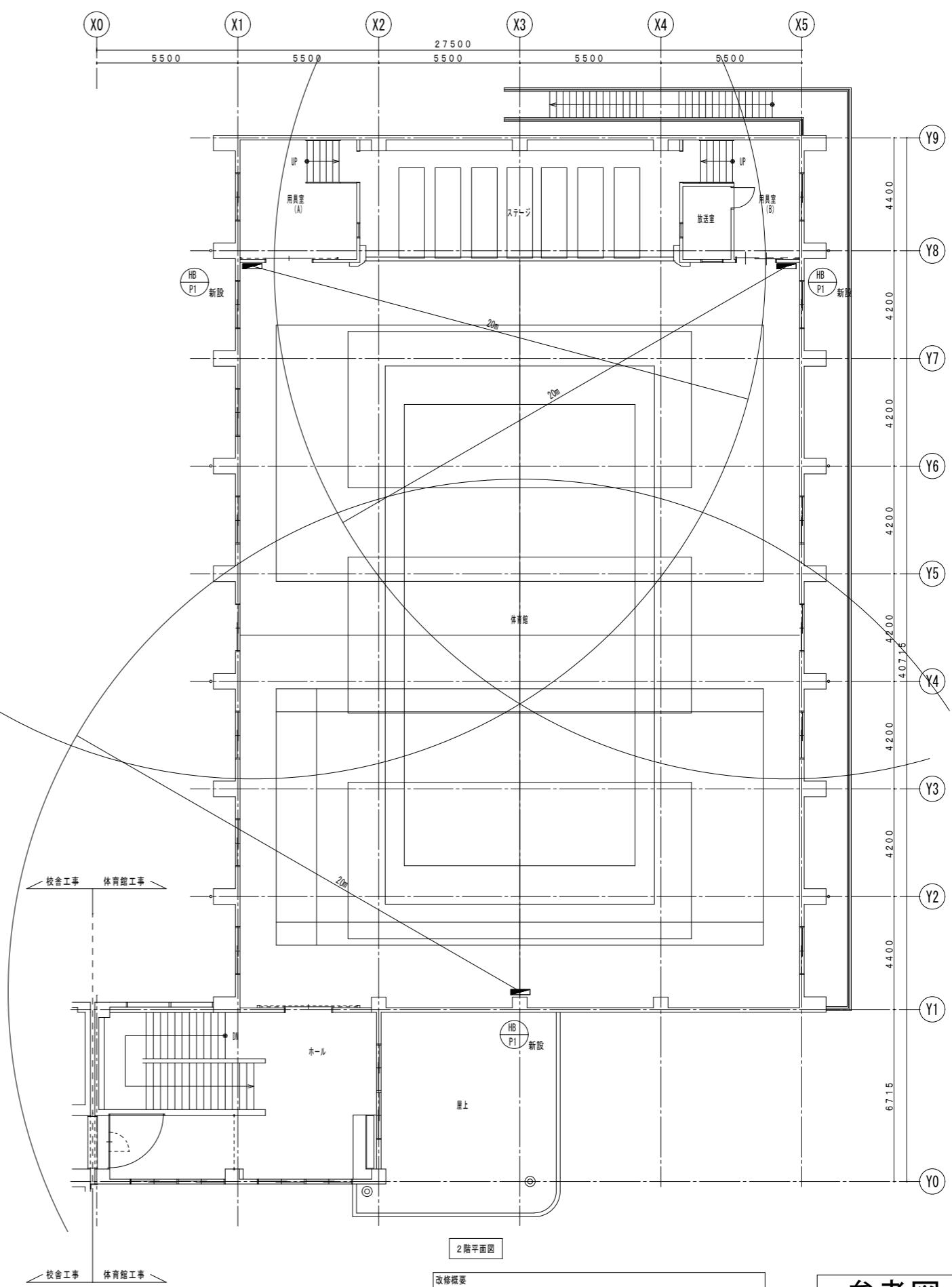
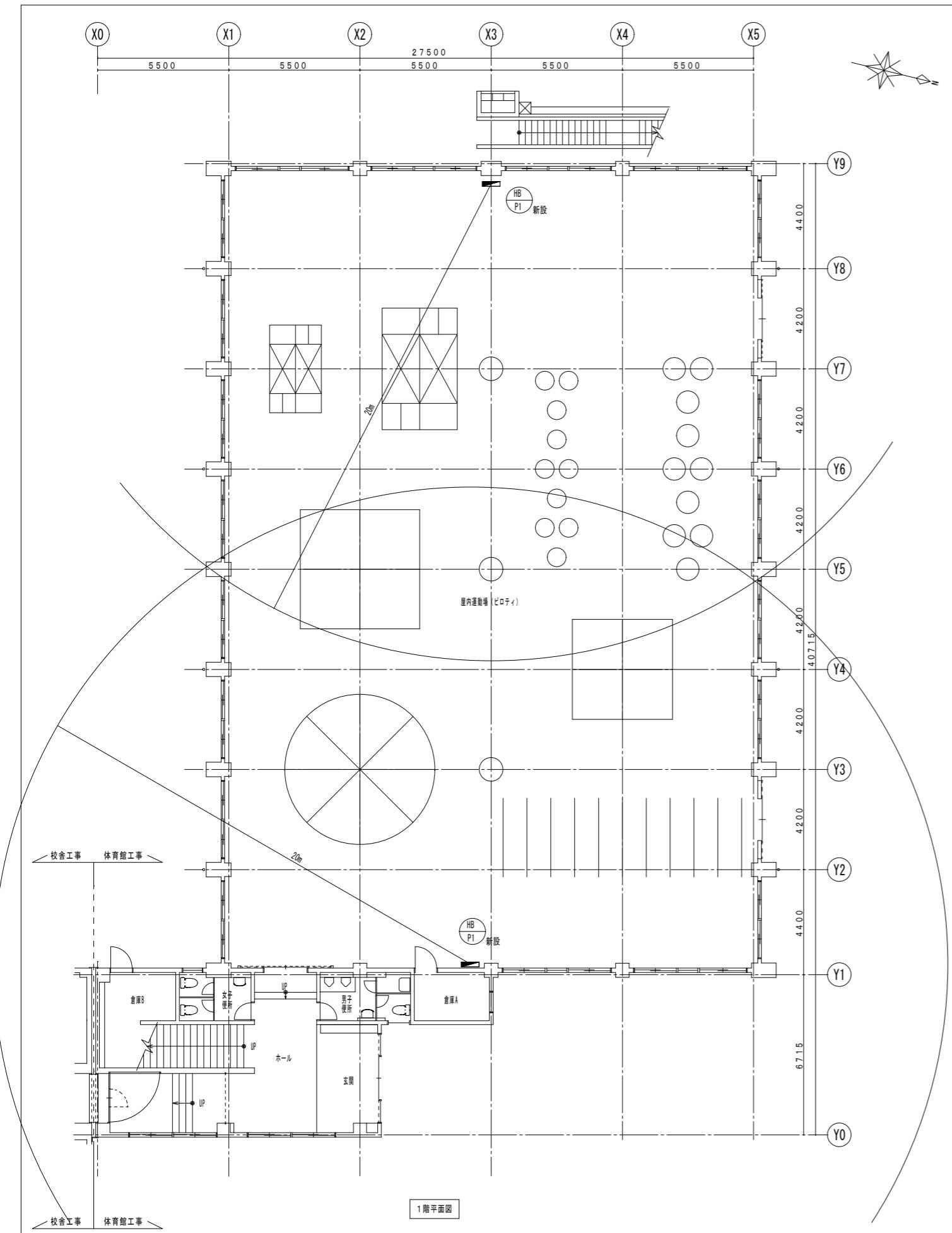


シンボル	名 称	台数	備考
■	消火栓 パッケージ型消火設備 (1台)	6	
◎	消火器 ABC消火器10型の位置を示す (既設移設)	6	置台共



参考図

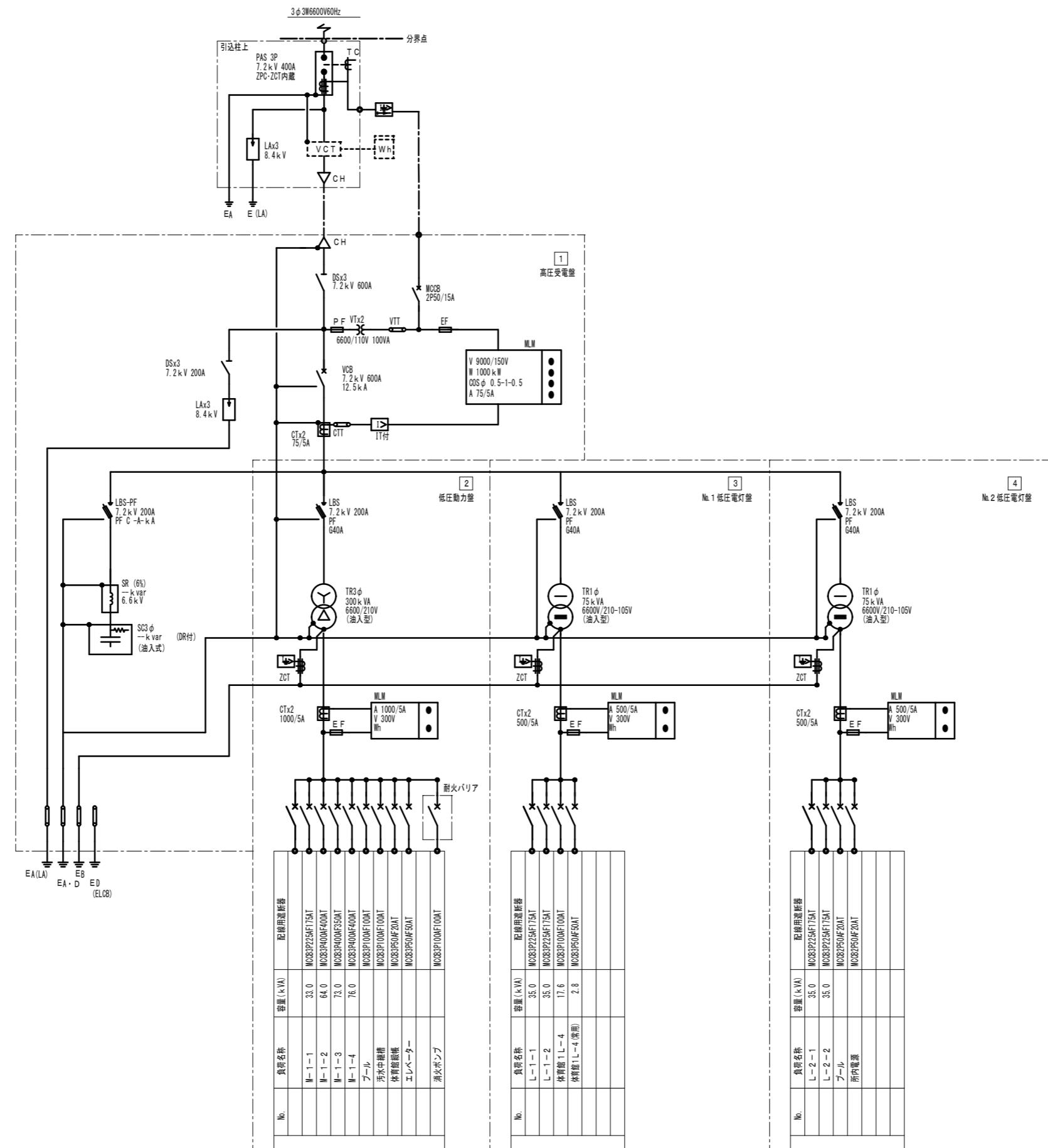
工事名	図番
四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	W-05
標題 仮設校舎 消火設備 平面図	縮尺 A1=1:200 A3=1:400



改修概要  
1. 既設屋内消火栓使用不可となるため、パッケージ型消火設備を計5基を設置する。

参考図

工事名	図番	
	四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	W-06
標題	屋内運動場 消火設備 平面図	縮尺 A1=1:100 A3=1:200



凡例			
記号	名称	記号	名称
PAS	気中開閉器(遮電流時方向性付)	ZCT	零相変流器
VCT	計器用変圧器(別途電力会社)	PF	高圧流ヒューズ
Wh	積算電力量計(別途電力会社)		
LA	避雷器	MCCB	配線用遮断器
VT	計器用変圧器	ELCB	漏電遮断器
CT	変流器	MCDT	双投電磁接觸器(瞬時励磁式)
VCB	真空遮断器	MLM	マルメータ
LBS-PF	ヒューズ付負荷開閉器		
DS	断路器	SPD	避雷器(クラスI)
TR	高効率変圧器モールド型 ダイヤル温度計・車輪付		
SC	高圧遮相コンデンサガス封式	IT	過電流遮断器 IT付
SR	直列リアクトルモールド型		地絡方向遮断器
			地絡過電流遮断器
			不足電圧遮断器

受電設備 単線結線図

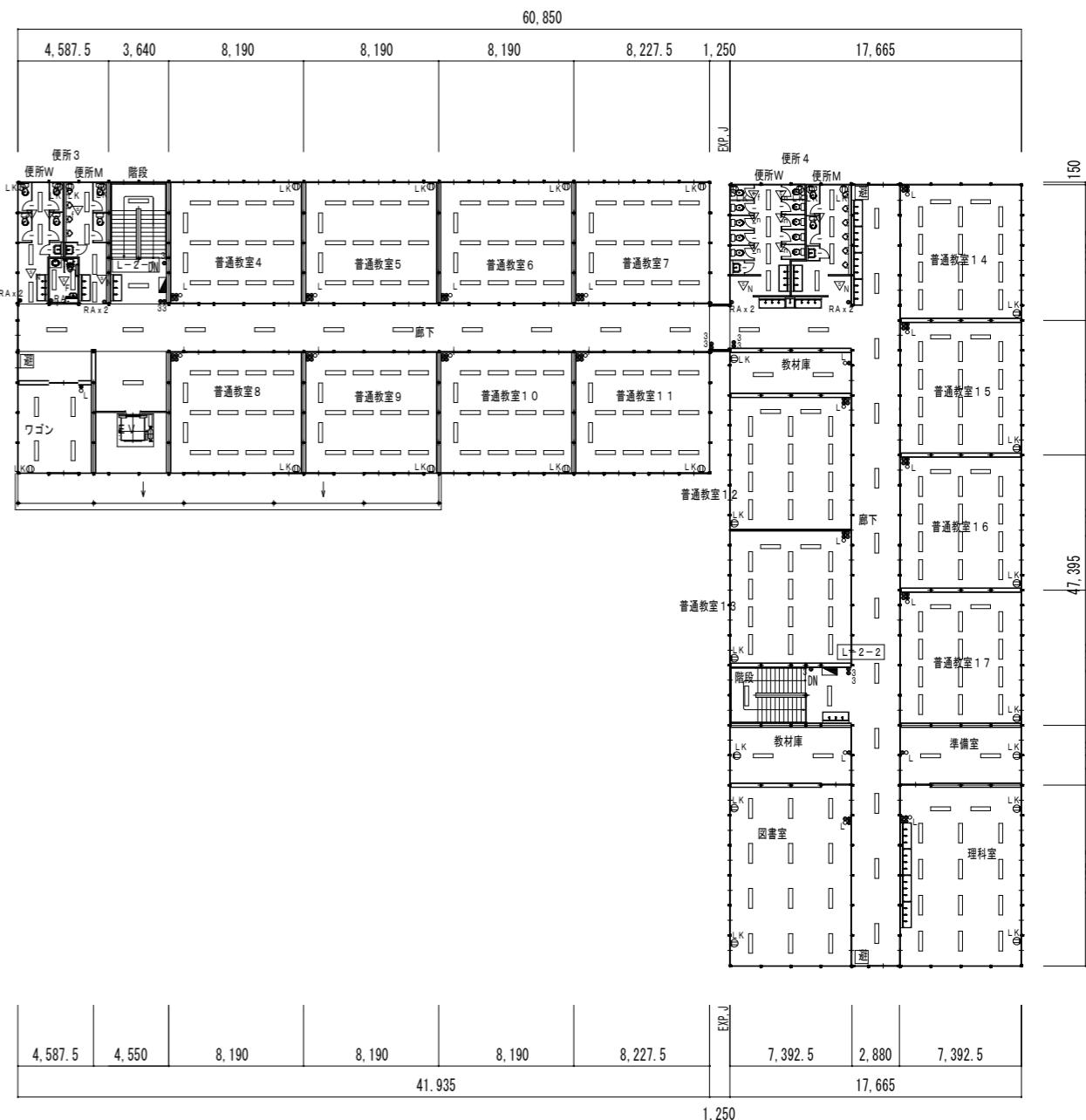
参考図

工事名	図番
四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	E-01
仮設校舎計画図(1)平面図	縮尺 -

記号	名称・仕様
□	LEDベースライト
□□	LEDベースライト 壁付
●	埋込スイッチ 1P 15A × 1
•L	埋込スイッチ 1P 15A × 1 + 1P 15A (確認表示灯付) x 1
••L	埋込スイッチ 1P 15A × 3 + 1P 15A (確認表示灯付) x 1
•••L	埋込スイッチ 1P 15A × 4 + 1P 15A (確認表示灯付) x 1
••••L	埋込スイッチ 1P 15A × 5 + 1P 15A (確認表示灯付) x 1
•3	埋込スイッチ 3W 15A × 1
••3	埋込スイッチ 3W 15A × 2
▽N	人感センサー 親機
▽F	人感センサー 親機 換気扇連動用
▽n	人感センサー 子機
▽f	人感センサー 子機 換気扇連動用
•RA	人感センサー用切替スイッチ
•RAx2	人感センサー用切替スイッチ 2回路
⊖LK	抜止コンセント 2P 15A × 1 接地極付 換気扇用



## 1階平面図

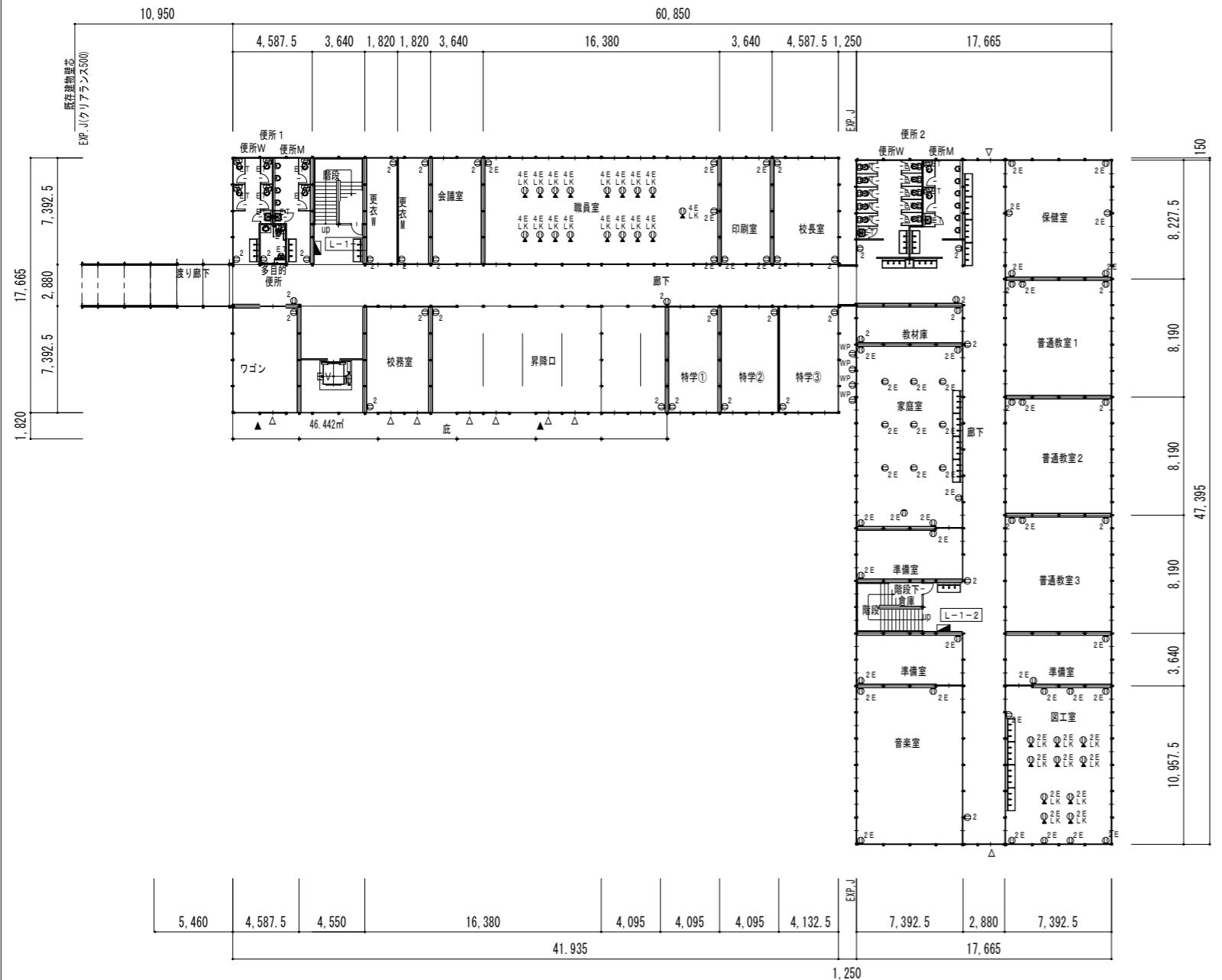


## 2階平面図

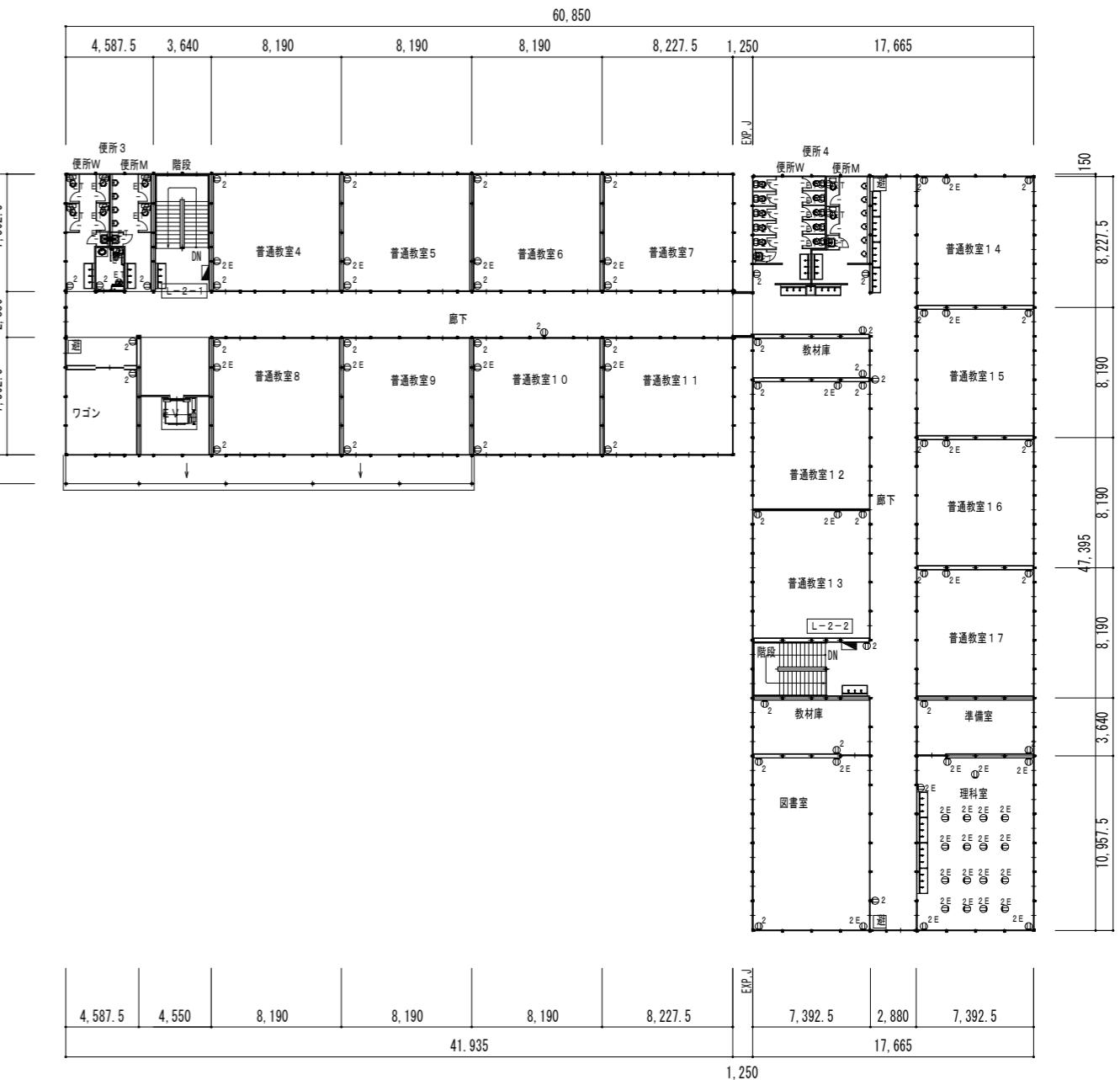
## 参考図

工事名 四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	図番 E-02
標題 仮設校舎 電灯設備 平面図	縮尺 A1=1:200 A3=1:400

凡 例	
記 号	名 称 ・ 仕 様
■	分電盤
□ <sub>2</sub>	埋込コンセント 2P 15A × 2
□ <sub>2E</sub>	埋込コンセント 2P 15A × 2 接地極付
□ <sub>ET</sub>	埋込コンセント 2P 15A × 1 接地端子付
□ <sub>2E</sub> <sup>LK</sup>	床コンセント 2P 15A × 2 拔止 接地極付
□ <sub>4E</sub> <sup>LK</sup>	床コンセント 2P 15A × 4 拔止 接地極付
□ <sub>WP</sub>	防水コンセント 2P 15A × 1 接地極付



## 1階平面図

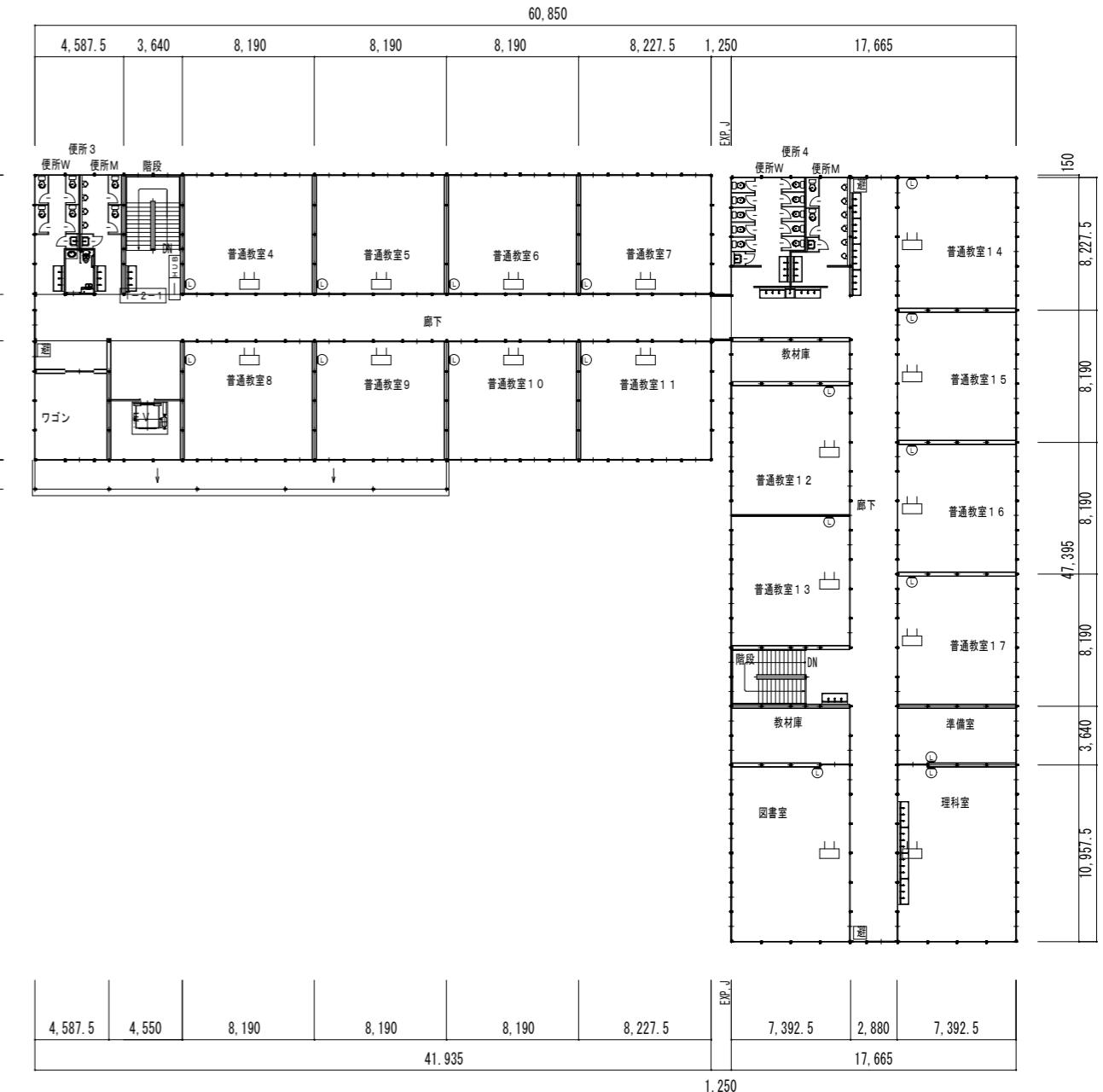
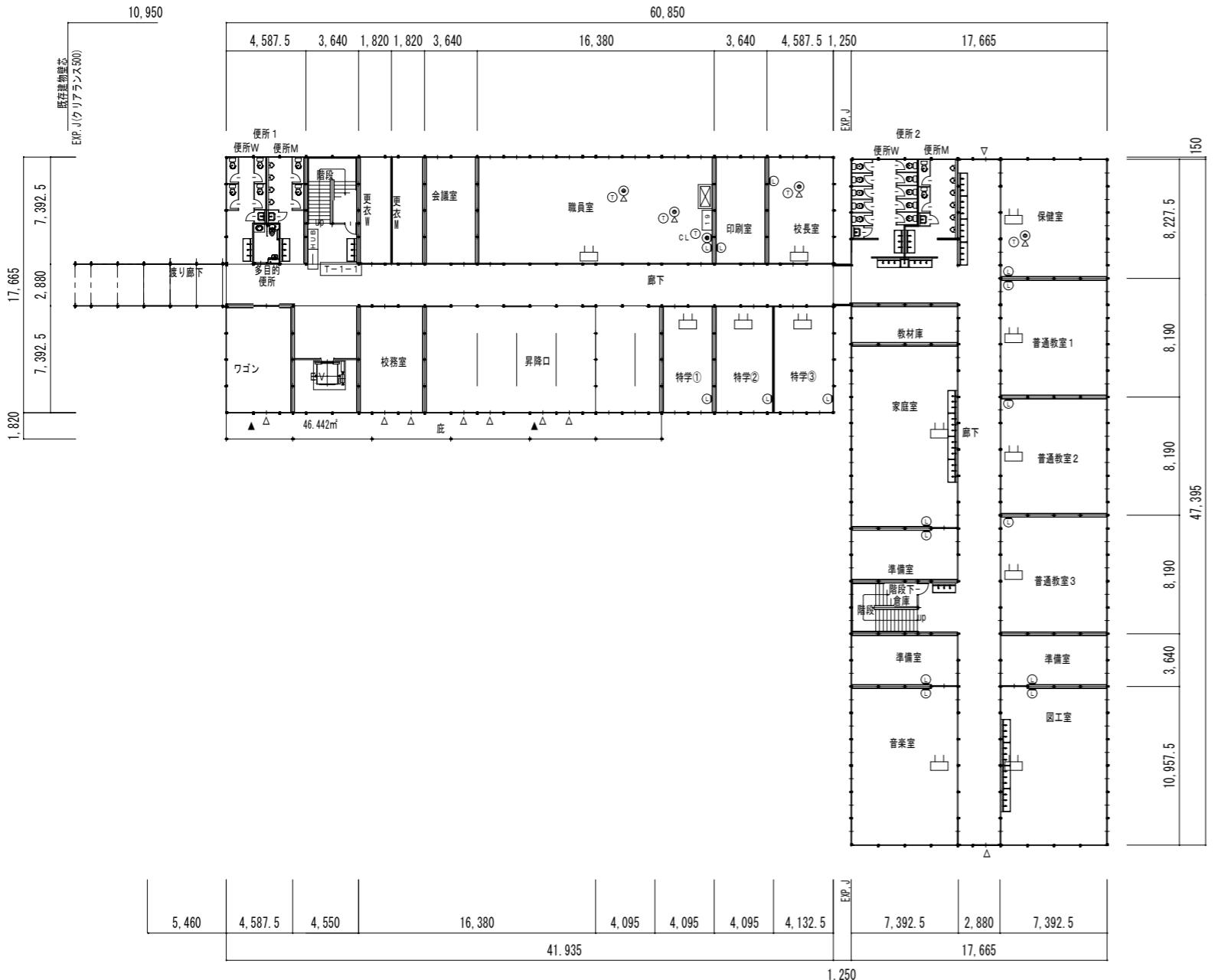


## 2階平面図

## 参考図

工事名 四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	図番 E-03
標題 仮設校舎 コンセント設備 平面図	縮尺 A1=1:200 A3=1:400

凡 例	
記 号	名 称・仕 様
19	19インチラック(機器のみ別途工事)
HUB	HUBボックス(機器のみ別途工事)
11	アクセスポイント(機器のみ別途工事)
○	LAN受口 8極8芯 壁
△	LAN受口 8極8芯 床
□	電話交換機
①	多機能電話機
① CL	カールコードレス電話機
●	電話受口 6極4芯 壁
◎	電話受口 6極4芯 床

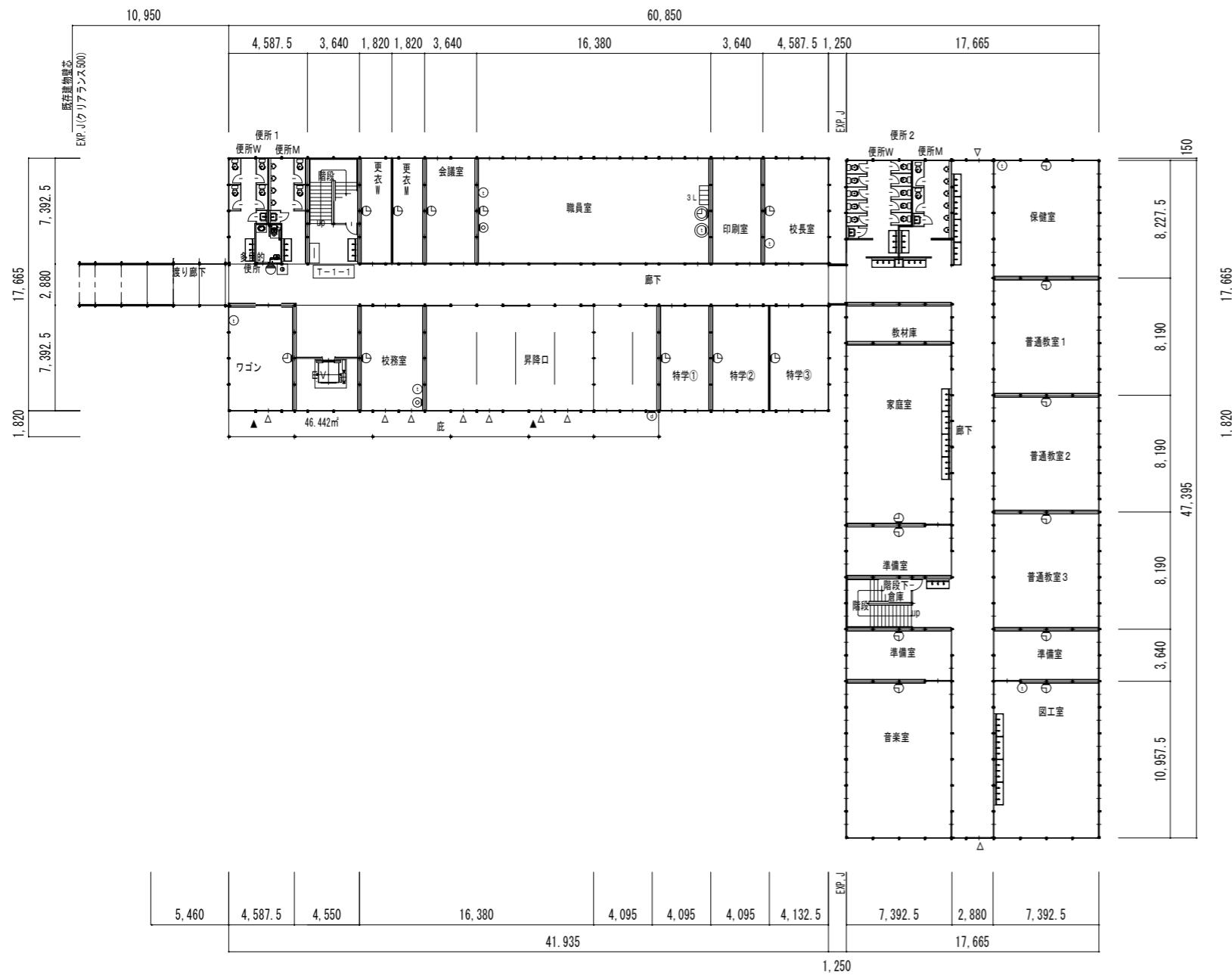


参考図

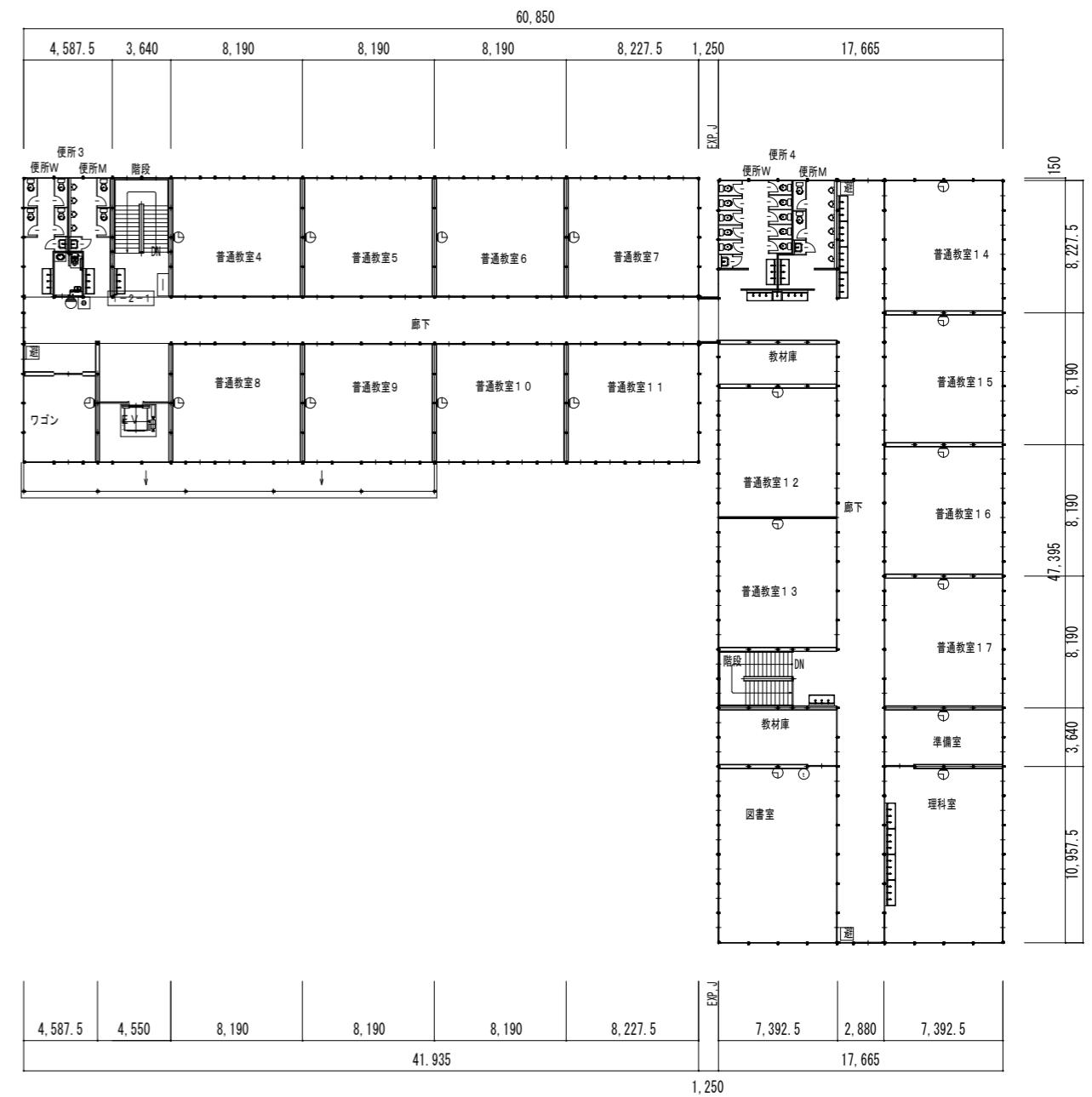
工事名	四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	図番
		E-04

標題	仮設校舎 構内情報通信網・構内交換設備 平面図
縮尺	A1=1:200 A3=1:400

凡 例	
記 号	名 称 ・ 仕 様
□	端子盤
◎	現時計
○	子時計
◎	インターфон親機 モニター付
◎	ドアホン子機 カメラ付
○	相互式インターфон 12局
□□□ 3L	トイレ呼出表示器 3窓
○	ブザー付廊下灯
◎	復旧ボタン
□	トイレ呼出ボタン ひも付
◎	テレビ端子



## 1階平面図

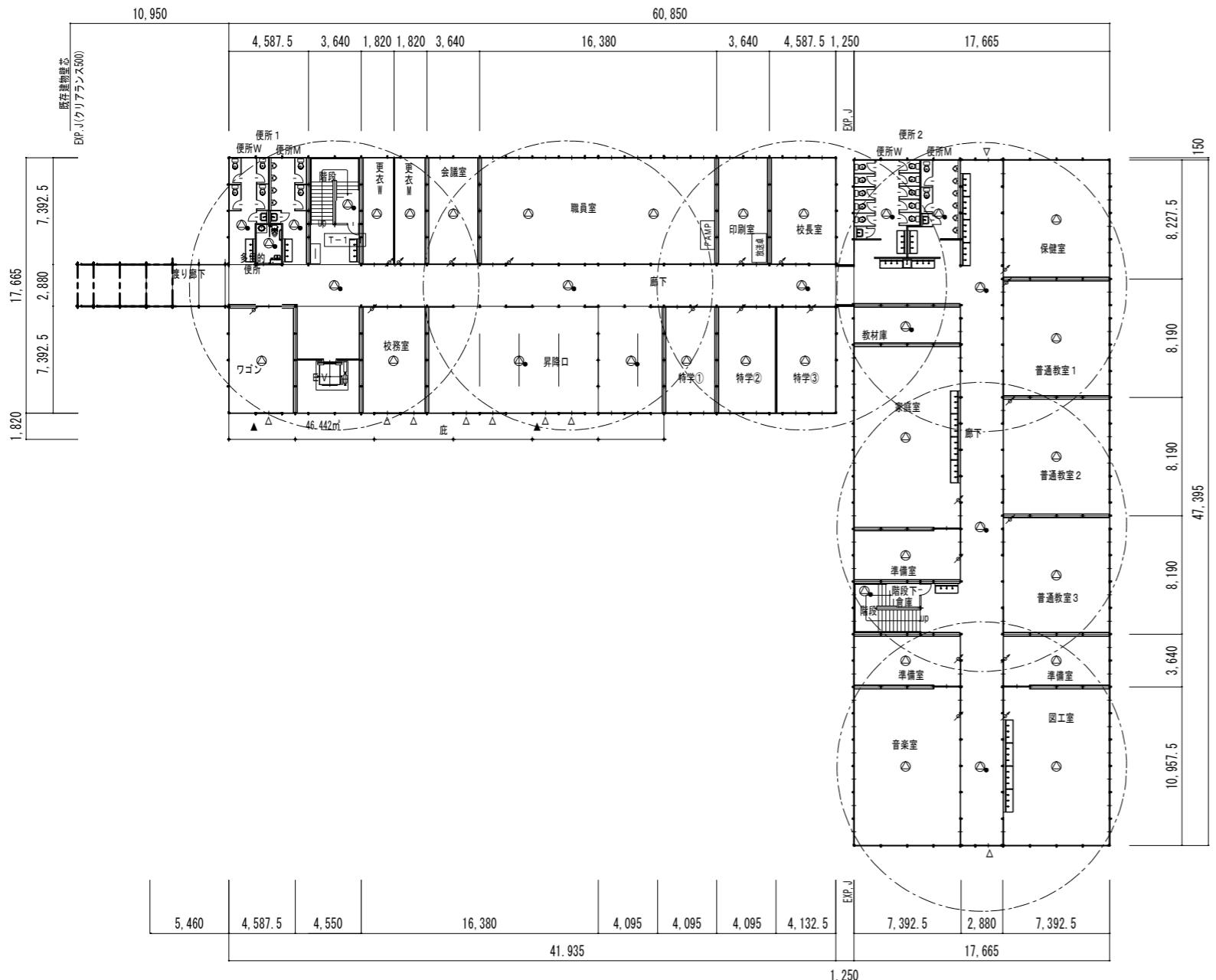


## 2階平面図

## 参考図

四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	E-05
標題 仮設校舎 翼電設備 平面図	縮尺 A1=1:200 A3=1:400

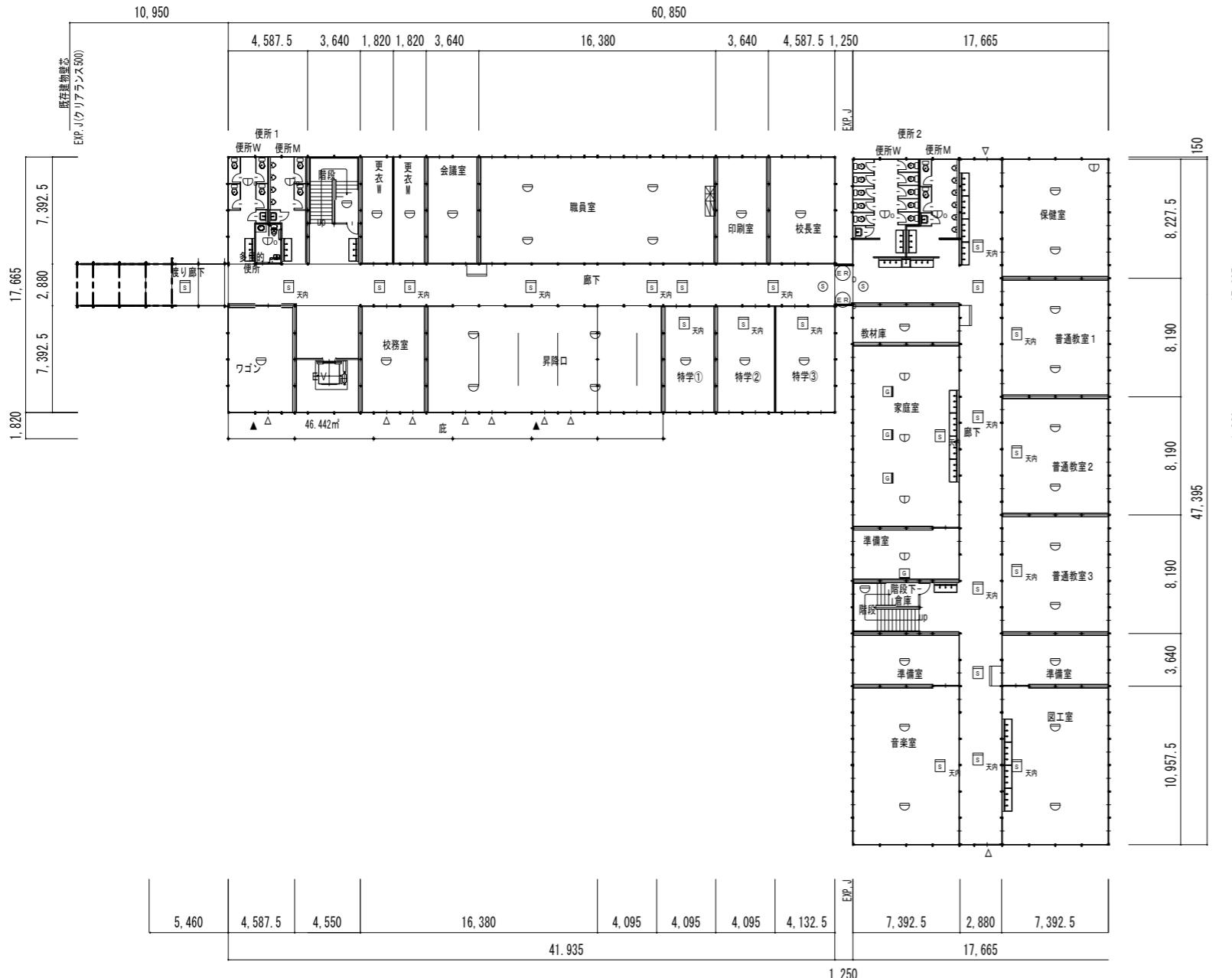
凡 例	
記 号	名 称・仕 様
■AMP	非常放送アンプ 240W 10局
■FRM	非常放送リモコンマイク 1W L級
□	端子盤
◎	天井埋込スピーカー 1W L級
◎	天井埋込スピーカー 3W L級 ATT付
△	アッテネーター 0.5~6W
■送	放送卓



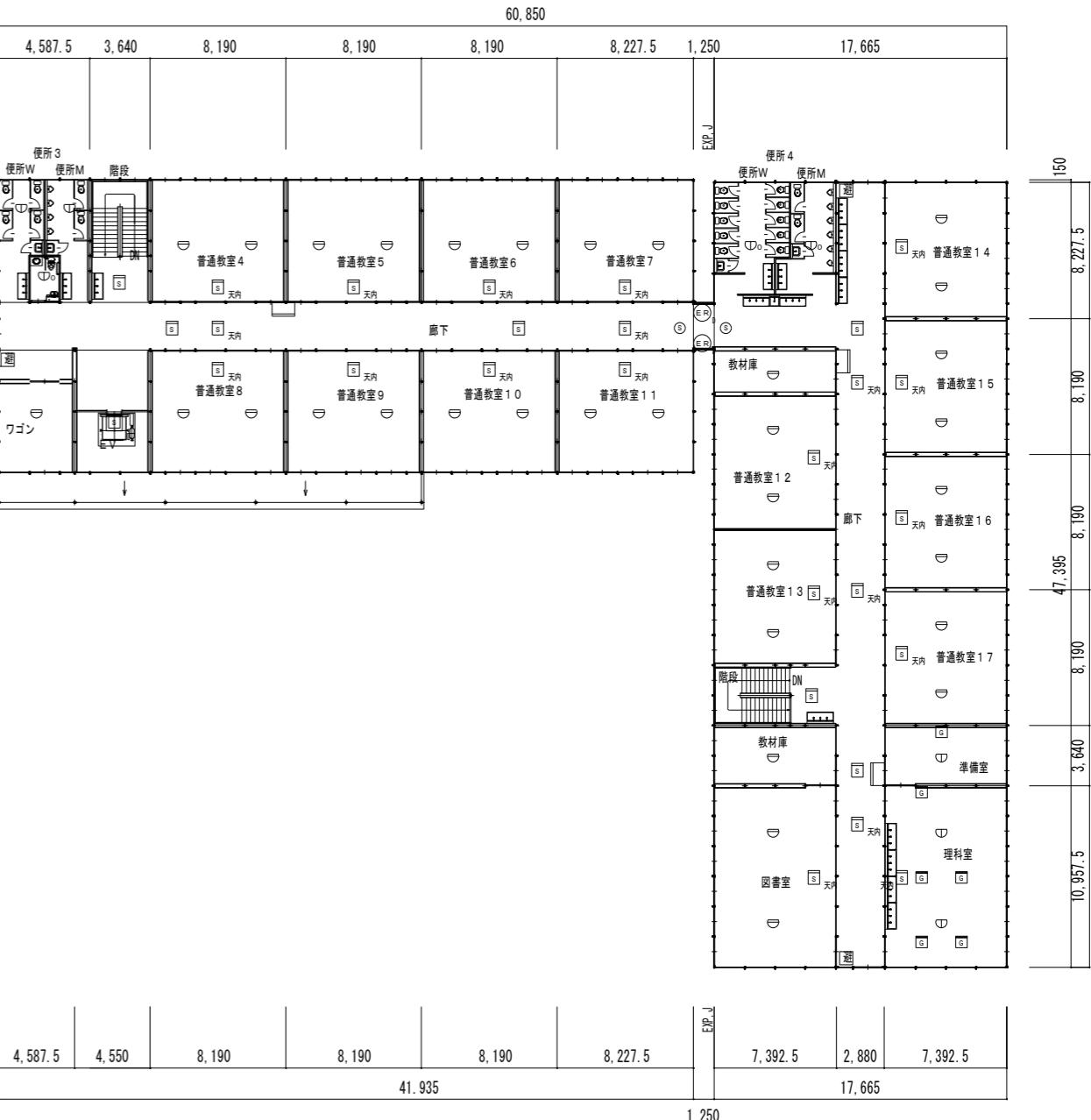
参考図

記号	名稱・仕様
■	複合盤 P型1級 30L
□	機器収容箱 壁込 縦型 ②収容
②	P型発信機 1級 リング型表示灯付
□	差動式スポット型感知器 2種
□○	定温式スポット型感知器 特種 防水
□	差動式スポット型感知器 1種 防水
□	光電式スポット型感知器 2種 非蓄積
□	光電式スポット型感知器 2種 非蓄積 点検ボックス付
③	光電式スポット型感知器 3種 非蓄積
④D	電磁リリース 防火戸用
□	ガス漏れ感知器 LPガス用 壁付

記号	説明
1. 混合盤仕様	1) P型1級、壁掛型、底式、主音響（音声警報）・予備電源内蔵 蓄積式、自動断電警報機付
2) 操作無効機能付	3) 屋外リモコン機能（10,000件）
3) 表示内蔵	4) 表示内蔵
4) 火災表示	2.2L 2L 2L + 4L (予備) = 30L
5) 防火戸閉鎖表示	・非常警報送信機へ火災警報信号送信（無電圧、a接点、5L） ・エレベータ制御部へ火災警報信号送信（無電圧、a接点、1L） ・機械室警報へ火災警報信号送信（無電圧、a接点、1L）
6) 移動感知器内蔵	3. 火災時の地区音響は非常放送と連動しスピーカーからの音声警報によるものとする。
7) 感知器は全て確認灯付とする。	4. 天井裏に設置する感知器の点検のため、点検口を設置すること。
8) 感知器用点検ボックスについて ・エレベーター運転停止スイッチ（取付・結線・試験含む） ・注意喚起シール（貼り付け含む）	5. 感知器用点検ボックスについて ・エレベーター運転停止スイッチ（取付・結線・試験含む） ・注意喚起シール（貼り付け含む）



1階平面図

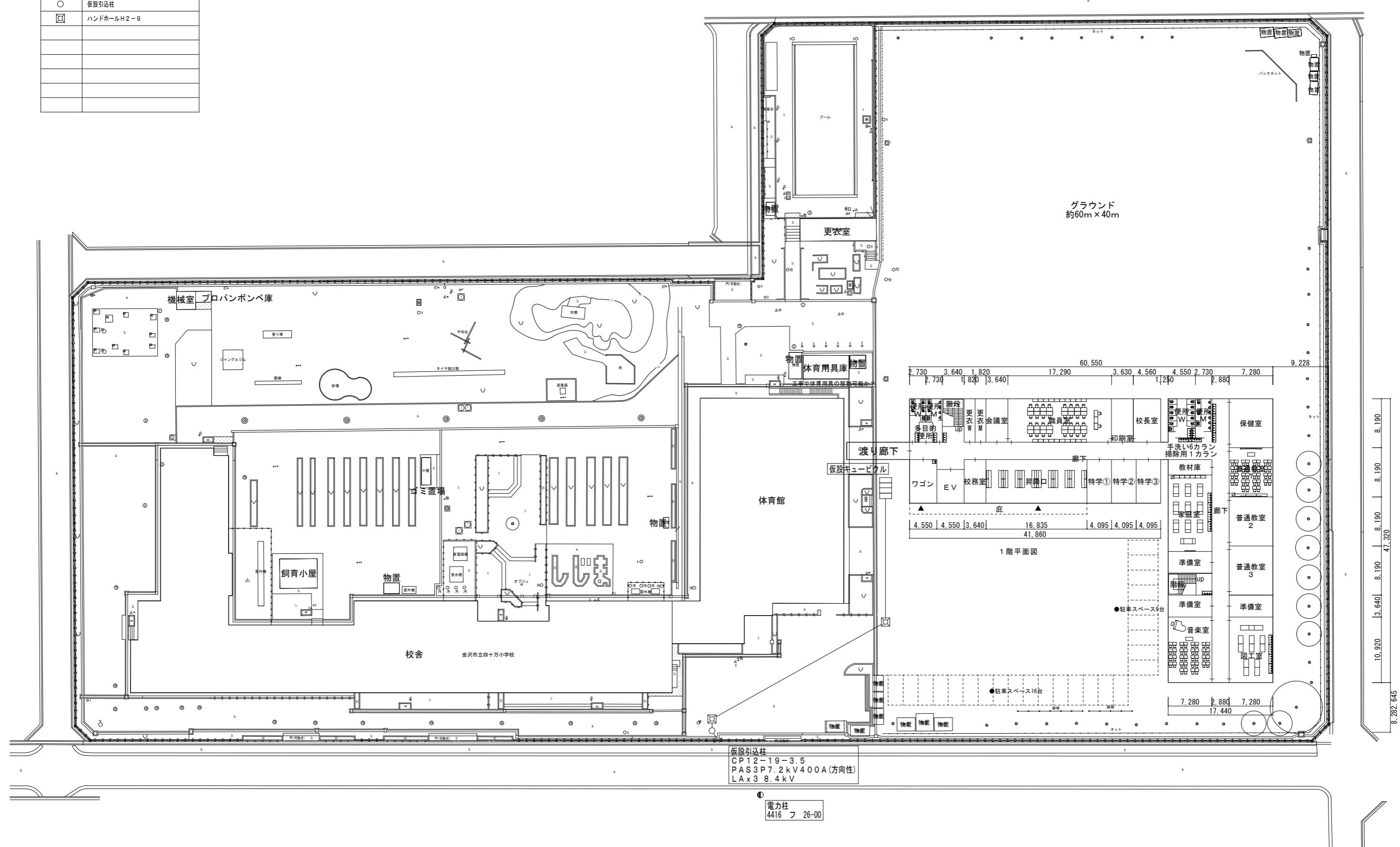


2階平面図

参考図

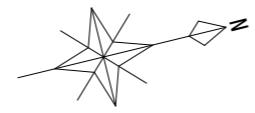
工事名	図番
四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	E-07
標題 仮設校舎 自動火災報知設備 平面図	縮尺 A1=1:200 A3=1:400

凡 例	
記 号	名 称 ・ 仕 様
●	電力柱
○	仮設引込柱
<input checked="" type="checkbox"/>	ハンドホールH2-9

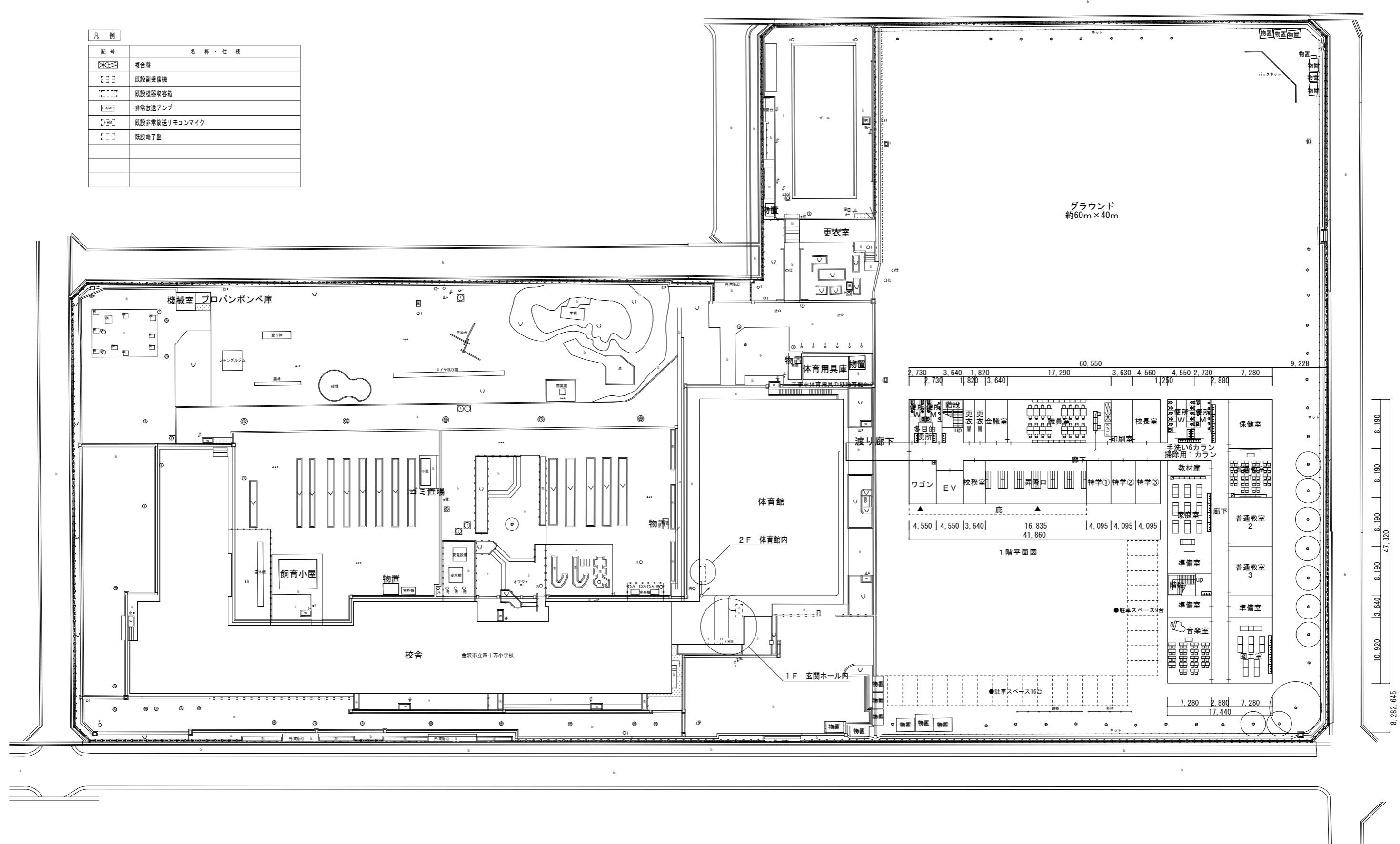


## 参考図

工事名	四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	図番
	E-08	E-08
標題	仮設校舎 電力引込 配電図	縮尺 A1=1:300 A3=1:600



凡 例	
記 号	名 称・仕 様
■	複合盤
□	既設副受信機
△	既設機器収容箱
■	非常放送アンプ
■	既設非常放送リモコンマイク
■	既設端子盤
■	
■	
■	



参考図

工事名	図番
四十万小学校長寿命化改良工事に伴う仮設校舎借上業務	E-09
標題 仮設校舎 非常放送・自動火災報知設備 配置図	縮尺 A1=1:300 A3=1:600

## 維持管理区分表

No.	項目	受注者	金沢市	備考
1	火災保険	○		
2	空調機修繕	○		
3	雨漏り修繕	○		
4	鉄骨・サッシ修繕	○		
5	濡水他水道関連トラブル	○		
6	濡電他電気系統トラブル	○		
7	ガス配管及び器具不具合	○		
8	消防設備点検		○	
9	昇降設備定期点検	○		
10	電気設備点検（高圧含む）		○	
11	受水槽点検	○		
12	自動火災報知設備定期点検		○	
13	電気・空調・給排水設備修繕	○		
14	エアコン・フィルター清掃		○	
15	ガラス破損	○		
16	LED 照明不点灯修繕	○		
17	機械警備		○	
18	自然災害等保険	○		
19	光熱水費（電気・ガス・上下水道）		○	
その他	両者協議のもとで決定する			

※上記、維持管理に係る緊急連絡体制を整え、発注者宛て報告すること。

ただし、自社のコールセンター等、24時間常時連絡可能な状態を維持する必要はないものとする。

※建物の修繕等メンテナンスは受注者において速やかに行うこと。

ただし、濡水を含む修繕等を要する原因が発注者の責めに帰す場合はこの限りでない。

この場合において、その割合は発注者と受注者が別途協議の上、決定するものとする。

※点検業務は既存校舎及び既存体育館を含みません。

※上記に定めがないことは、発注者と受注者とで協議の上、決定するものとする。